

平成17年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成17年3月8日（火曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（22名）

議 長	中 西 勇 夫 君
副議長	吉 田 栄 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	広 島 雄 偉 君
3 番	五十嵐 聡 君
4 番	白 木 優 志 君
5 番	小 関 勝 教 君
6 番	福 庄 計 夫 君
7 番	土 井 敏 興 君
8 番	谷 内 八重子 君
9 番	長谷川 吉 春 君
10番	米 田 良 克 君
11番	古 関 充 康 君
12番	矢 部 正 義 君
13番	谷 村 孝 一 君
14番	川 本 政 芳 君
15番	内馬場 克 康 君
16番	本 郷 幸 治 君
18番	紫 藤 政 則 君
19番	荘 司 光 雄 君
20番	林 国 夫 君
22番	長 岡 正 勝 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
助 役 佐 藤 昭 雄 君
総 務 部 長 板 東 知 文 君
市 民 部 長 三 谷 純 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長

安 田 昌 彰 君
経 済 部 長 天 野 修 二 君
建 設 部 長 酒 巻 進 君
水 道 部 長 加 藤 誠 君
市立美唄病院事務局長

堀 川 泰 雄 君
消 防 長 佐 藤 賢 治 君
総務部総務課長 奥 山 隆 司 君
総務部総務課総務係長 阿 部 良 雄 君

教育委員会委員長 阿 部 稔 君
教育委員会教育長 村 上 忠 雄 君
教育委員会教育部長 吉 田 讓 君

選挙管理委員会委員長

熊 野 宗 男 君
選挙管理委員会事務局長
稲 村 秀 樹 君

農業委員会会長 西 舘 隆 志 君
農業委員会事務局長 秋 場 勝 義 君

監 査 委 員 川 村 英 昭 君
監査事務局長 遠 藤 等 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 谷 津 敬 一 君
次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

2番 広島雄偉君

3番 五十嵐聡君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

8番谷内八重子君。

●8番谷内八重子君（登壇） 平成17年第1回定例会に当たり、さきに通告してあります大綱3点について市長並びに教育長に質問します。

大綱の1点目の環境行政について、市長の平成17年度市政執行方針の主要施策の1つである人と自然が調和したまちづくりについてお伺いします。この中で、美唄市の豊かな自然を守り、環境への負荷を抑制する循環型社会に向けた取り組みが重要となっている。このため廃棄物の適正処理や宮島沼などの保全など、環境に配慮した市民ぐるみの取り組みにより、人と自然が調和したまちづくりを進めていくと述べられました。

次に、環境行動の推進では、快適で良好な環境づくりに向けて市が率先して行動する環境行動プログラムの構築と「美しきまちづくり条例」の制定に取り組んでいくとの方針を打ち出されましたが、市が率先して行動する

環境プログラムの構築についてとは具体的にはどのようなものか、また「美しきまちづくり条例」制定について、その概要と条例制定に向けてのタイムスケジュールについてお伺いします。

2つには、循環型社会の実現に向けた取り組みについてですが、ごみの減量化について、特に不法投棄についてお伺いいたします。美唄まちづくりの事業評価で、ごみの減量化の推移を見ますと、特に減量化を進めている中で増加傾向が見られましたのが不法投棄でありました。平成13年度には4件であったものが平成14年度には28件となっております。自然破壊や環境汚染につながるもので、心ない行動に残念でなりません。

1つには、その後の15年度、16年度についてはどのような状況になっているのか。さらに、平成15年11月25日付の施策評価表を見ますと、不法投棄に関する評価について具体的に触れられていないように伺いましたので、どのようなものが投棄されているのか、量などを含めた不法投棄の状況と今後の取り組みについてをお伺いします。

2つには、生ごみの堆肥化を推進するために現在サンアール推進員の方々へご協力をいただいている段ボールによる生ごみの堆肥化についてですが、昨年11月のメロディーに実際に行った方々からのアンケート調査などを掲載し、参加者拡大への広報啓発をされています。その後余り日はたっていないと思いますが、市民の皆さんの反応はどうだったのでしょうか、お伺いします。

2つ目は、脱温暖化社会の構築について、環境への負荷を抑制することから、温

室効果ガス排出抑制に向け、2月16日京都議定書が発効されました。日本は、2008年から2012年の間に1990年時の基準値に比べて6%少ない量にまで二酸化炭素を削減するという目標を掲げています。地球温暖化は、あらゆるところに深刻な被害をもたらしていると言われ、近年の異常気象やそれによる自然災害、台風、洪水、高温の夏日等々、温暖化が原因であると言われています。日本においても二酸化炭素の排出量は年々ふえ続け、将来へ大きな環境負荷を増大させていて深刻な問題と言われているとあります。地球上に排出される温室効果ガスの大部分は、エネルギー利用により排出される二酸化炭素と言われています。その中でも過去20年間に人間活動により排出された二酸化炭素は、4分の3は化石燃料、いわゆる石油、石炭の燃焼によるもので、残りの4分の1は特に森林の減少によるものと言われています。以前は、公害問題など企業をもたらす被害が大きな問題だったのが最近では小口の家庭や事務所、自動車などにおける二酸化炭素の排出量が伸びていると言われ、今後にあっては生活からの排出量がふえていく傾向にあると言われています。生活に要するエネルギー利用によって排出される二酸化炭素の排出量が温暖化の要因になっているということは、被害をこうむっている私たちが実は加害者であるということになるわけです。脱温暖化に向け、石油にかわる燃料電池などの再生可能なエネルギー開発や導入を推進したり、バイオマスと先端的な環境研究や実用化に向けた技術開発の取り組み、自動車の排出ガスの規制など、ほか幾つも対策を講じながら地球温暖化防止に取り組んでいます。

国民1人ひとりの意識を変え、ライフスタイルを変えなければ、二酸化炭素の削減にはつながらないと言われるようになりました。

そこで、各市町村においても効果ガス排出抑制計画の策定が義務づけられていると聞いておりますが、新聞報道によりますと計画策定を実施されている市町村の策定率は全国平均35%で、道内の市町村における策定率は17%で、全国平均を下回っていると報じられていました。本市においては、温室効果ガス抑制計画策定についてどのように考えているのでしょうか、お伺いします。

次に、6月5日は環境の日です。6月1日から30日までが環境月間ですが、本市ではどのような取り組みをされているのかお伺いします。

次に、大綱2点目の市民バスの運行について市長に質問します。執行方針の中に挙げられています施策の1つであります快適な暮らしを実現するまちづくりの中の市民バスについては、市長は利用者の視点に立って、路線の見直しを行い、経営の効率化を図りながら、市民の皆さんの日常生活に必要な足の確保に努めてまいりますと方針を述べられております。新年度予算には、継続事業として東線運行事業が挙げられています。私は、この地域に住んでいますので、東線のバスを利用する方々から以前にも、また最近もこのような声をお聞きしました。

その内容の1つは、バスが定時に来ない。10分以上もおくれるときがある。

2つ、定時運行されないというJRとの乗り継ぎに関係してくるので、おけると不安でもあるし、困るなどなどですが、皆さんの生活

にかかわる大事なこと、まして冬期間は大変な思いをされているかと思しますので、市としてはこのような声を把握されているのかお伺いします。

また、大型店ができたこと、近くの小規模商店が閉店したことでバスを利用して大型店へ通う人もふえて、時間帯や路線によって利用者が多い場合もあると聞きます。旭友近くの橋の工事、さらにアンダーパスの工事の関係で車が込み合う旭通線、交通量の変化、踏み切りもあることから運行時間にずれが生じるのではないかなど考えられると思います。今年度は、新川通への乗り入れを導入するなどの計画もあるようですが、地域の変化による交通機関の路線の変更、便数の増減、区間ごとの所要時間の見直しなどが必要と思われます。それらも含めていつごろから見直しをし、運行実施される考えなのかお伺いします。

さらに、運転業務をされている方へはバスを利用される方への対応マニュアルなどをつくり、安心して利用していただけるよう配慮するべきだと思いますが、この点についてのお考えをお伺いします。

次に、大綱3点目の教育行政の中の環境教育について教育長に質問します。教育の中でも環境教育は最重要であり、その学習領域も広いものと思います。小さなときから自然を守ることの大切さを学ぶことは、生命の大切さを知ることにつながり、地球温暖化が危惧されているいま環境へ教育の重要性が求められていると思います。教育行政執行方針の中で、総合的な学習の時間においては各教科等で身につけた知識や技能等を相互に関連づけ、学習や生活において総合的に働くよう工夫、

改善を図るとともに、地域人材の活用や関係機関、団体との連携を強化しながら、思いやりをもち助け合う心をはぐくむ福祉教育、地域素材を活用した環境教育等に関する学習を支援してまいりますと環境教育についてここで触れられております。地域素材を活用した環境教育について、具体的にどのような学習の取り組みをされているのかお伺いします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 谷内議員の質問にお答えします。

初めに、人と自然が調和したまちづくりについてであります。近年温室効果ガスによる地球温暖化やダイオキシン等の有害物質など地球規模の環境問題が顕在化している中で、市民や事業者に対し環境保全への意識をより高める必要があることから、庁内にワーキンググループを設置し、CO₂の削減や廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進など具体的な取り組み等について検討し、環境保全行動を推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、「美しきまちづくり条例」の制定につきましては、市民、事業者、行政が協働で資源の循環的な利用や廃棄物の減量、日常生活に伴う環境に与える負荷の低減や企業活動による公害の防止などそれぞれの責務を果たしながら、将来にわたり市民が健康で安全な生活を営むことができる環境社会の構築を目指す基本的な考え方を示すもので、平成18年度の制定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、循環型社会の実現に向けた取り組みについて、不法投棄の状況についてでありま

すが、平成15年度では31件で約5トン、平成16年度が2月末現在で17件で約6トンとなっており、大半が家電製品となっております。

不法投棄がふえた理由といたしましては、平成13年度から家電リサイクル法が施行され、テレビ等の家電4品目について収集、リサイクルの費用を排出者が負担することとなったためと考えられます。

対策としましては、注意を喚起する看板の設置や職員の巡回のほか、警察署や空知支庁とも連携を図りながら、不法投棄の調査を行い、再発防止に努めているところでございます。

次に、段ボール箱を使った生ごみの堆肥化についてであります。昨年11月号の広報に掲載後10名の方から問い合わせがあり、資料等の提供を行いました。

市としましては、堆肥づくりはごみ減量の有効な手段の1つと考えており、今後ともサンアール推進員と連携を図りながらイベント等で普及に努めてまいります。

次に、温室効果ガス排出抑制計画についてであります。自治体においては温室効果ガスの排出抑制等のための計画の策定が努力義務として位置づけられることから、庁内にワーキンググループを設置し、省エネルギー等全庁的な取り組みを行ってまいります。

また、市民や事業者にも環境保全に対する意識の高揚を図りながら、市民、事業者、行政が連携しながら温暖化対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、環境月間の取り組みについてありますが、これまでもクリーン作戦や環境美化コンクールなどを実施しており、清潔できれ

いなまちづくりに取り組んでおります。

また、リサイクルフェアやフリーマーケット等を通じて資源の有効活用に努め、より一層サンアール推進に取り組みながら、環境に優しいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、路線バス運行の見直しについてありますが、市民バスの運行については市民の皆さんが利用しやすい運行を心がけ、実施しているところであります。ご質問のありました市民の皆さんからのご意見等については、報告を受けており、その都度バス事業者に対し連絡しているところでございます。

また、バスを利用される方への接客時の対応については、バス事業者に対しマニュアル等を含め、十分指導してまいりたいと考えております。

なお、アンケート調査の結果をもとに今年5月にダイヤ改正を行う予定であり、新たに新川通経由便を設定するほか、JRへの接続便を設けることを検討しております。改正内容につきましては、広報紙でお知らせすることとしております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 谷内議員のご質問にお答えをいたします。

環境教育についてであります。地球の温暖化現象や酸性雨など環境悪化の問題は地球規模の大きな課題であると考えております。このような環境問題に対応するためには、世界のあらゆる人々が協調して取り組むことが必要であり、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、自然と共生し、身近なところから1人ひとりが具体的な行動として進めて

いくことが大切であります。環境教育は、学校教育においていずれの教科等にもかかわる内容を持っており、学校全体の教育活動を通して総合的に進めていくことが効果的な方法であると考えております。

現在総合的な学習の時間において、地域素材として宮島沼を探究し、マガンの生態を通して自然及び環境について考える活動や学校林をテーマとして環境保護の取り組みを進める学校があるなど、環境に対する意識は確実に高まっております。

また、ごみ問題を取り上げ、身近な環境美化のためごみ拾い等の活動を行う学校もあります。今後は、社会科等各教科で身につけた知識や技能と関連づけ、よりよい環境を創造していこうとする実践的な態度や資質、能力を育成していくよう努めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 8番谷内八重子君。

●8番谷内八重子君 自席から再質問させていただきます。

先ほどのご答弁の中で、不法投棄が13年度には4件、14年度には28件、15年度には31件、16年度では2月末現在で17件とふえていることは、本当に残念なことです。こういった点から見ましても、突き詰めていけば環境への認識不足からくるものではないかと思えます。巡回、取り締まりの強化の効果でしょうか、平成16年度は前年度より減少傾向にあります。が、ごみの有料化が実施になったときにふえるのではないかと懸念するところであります。処理に対する経費や看板設置のための経費ほか、もろもろにさらに負担が生まれます。ごみ処理全体には、莫大な費用がかかります。

市が計画している最終処分場建設は、17年、18年度の2カ年で事業費が約24億円程度かかるように聞いておりますし、ごみの有料化は18年度をめどと聞いております。有料化が実施になりましたら、さらに市民負担がふえます。最終的には市民負担になるわけで、やはり家庭からのごみ排出量をいかに最小限にするよう市民の方々の協力が必要と思われます。

環境月間への取り組みについては、これまでの事業を継続していかれるとのご答弁かと思えます。フリーマーケット1つとっても実際携わってみますと、大変なご苦労があります。継続するということは、本当に大変です。ごみの排出量の削減や温室効果ガス排出抑制をそれぞれ実行するとき、一定期間すればよいというものではないので、とても地味な活動です。家庭でできる温室効果ガス抑制について2、3例を挙げれば、テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす。年間にすると約13キログラムのCO₂の削減、年間で約1,000円の節約。待機電力を90%削減する。主電源を切るようにすると年間約87キログラムのCO₂の削減で、年間約4,000円の節約。週2回8キロメートルの車の運転をやめると年間約185キログラムのCO₂の削減になり、年間約8,000円の節約になるといったようなことの積み重ねです。まだたくさんほかにあると思いますけれども、このようにライフスタイルを変えと言葉で言うのは簡単なのですが、簡単なようでもなかなか実行は難しいものです。しかし、きっかけとなるものがあればだれにでもできるものではないかと思えます。その1つが啓発、広報活動であり、情報の提供だと私は思います。学習の機会や資

料等、身近なところに情報があって触れることができれば、少しずつでも理解や認識が生まれ、行動につながっていくのだと思います。

そのようなことから、広報メロディーなどに環境に関する特集を組んで、1人ひとりが取り組める地球温暖化対策を情報として提供してはいかがでしょうか。そのいい例が先ほどのようなご答弁にもありましたが、段ボールによる生ごみの堆肥化のことをメロディーに掲載することによって、10名は少ないかもしれませんが、問い合わせがあって資料を持っていかれたというのですから、掲載しなければ10名の方だって来なかったと思います。堆肥化にもいろいろな方法があって、それも情報として掲載すればまた取り組む方がふえると思います。情報源はあってもなかなか多くの方に触れる仕組みになっていないのではないかと。ぜひその仕組みをつくっていただけたらと思います。

また、北海道には北海道地球温暖化防止活動推進委員制度というものがあって、28名の推進委員の方がおります。パンフレットには、町内会の会合、会社の研修、団体のセミナー、イベント、学校の授業などに出向き、温暖化の現状や日常生活、事業活動の中で取り組んでほしい行動とその効果などを解説してくれます。

また、派遣申請により講演などを行います。

なお、講演料、旅費などは道が負担しますとあります。このような制度がほかにもありましたら、情報として提供、活用し、環境への意識啓発に役立てていかれるよう取り組んでいただきたいと思います。

環境省では、平成17年度の予算の中に新た

に30億円の予算を計上して、地球温暖化防止大規模国民運動推進事業を上げております。現在国会で審議中と聞いておりますけれども、今国会を通りましたら、6月に大きく啓発活動をされると聞き及んでいます。本市においてもこの時期を同じくして広報啓発活動などに取り組むべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いします。

さらに、ここで京都議定書の発効を記念して毎日新聞の招聘でお祝いの基調講演をされたワンガリ・マータイ博士の人柄からいろいろな示唆を含んだお話がありましたので、ご紹介させていただきたいと思います。博士は、持続可能な開発と民主主義と平和への貢献が認められ、環境の分野で初めてノーベル平和賞を昨年受けられた方です。環境の分野において、またアフリカの女性としても初のノーベル平和賞を受けられた方です。現在ケニアの環境副大臣をされています。京都議定書発効を記念しての基調講演を終えてすぐに、元環境副大臣で公明党の浜四津代表代行とも対談されております。マータイさんは、1940年にケニア中部のニエリに生まれ、ケニア山を臨む雄大な自然環境のもとで育ちました。アフリカを代表する最高学府ナイロビ大学で博士号を習得し、女性初の教授職につきました。1977年に環境保護と住民の生活向上を目的としたNGOグリーンベルト運動を創設、女性を中心に約10万人が参加し、アフリカ各地に3,000万本に上る苗木を植えました。

マータイ博士が進めるグリーンベルト運動は、博士が7本の苗木を植えることから始まりました。留学を終えて祖国に帰ってみると、かつての国土の30%を占めたケニアの森林は

2%以下に減少し、森林の破壊は肥沃な表土を流出させ、食糧生産の減少を招いていました。農村の女性たちは、常に炊事のためのまき、良質な栄養を含む食物の確保について悩んでいました。まき不足は、森林破壊、食物の不足は換金作物農業への偏り、つまりすべて環境破壊が原因でした。マータイさんは、環境を改善すれば彼女たちの悩みが解決できるのではないかと考え、多くの女性たちに植林こそ貧困を脱する道と呼びかけ、国民1人が1本の苗木を植えようをモットーに運動を進めました。そうして30年間でアフリカ各地に3,000万本の苗木を植えました。

マータイさんは、毎日新聞のインタビューの際に日本にはもったいないという言葉があることを知りました。そして、もったいないという言葉には、自然を尊敬する精神、資源には限りがあること、その資源をいかに効率よく活用し、管理していくことが大切であるかという価値観、文化があると話され、講演を終えて著名な方々との対談を終えるとすぐに昭和女子大の女子学生の前でも、もったいないについてお話をされたと聞いております。

3月5日にインターネットを開きました。海外ニュースには、国連の女性の地位委員会で演説し、もったいないとは消費削減、リデュース、物資の再使用、リユース、資源再利用、リサイクル、修理、リペアの4つのRを実践することだと説明し、1人ひとりの身近な努力を訴えたという記事が載っておりました。

また、マータイさんは幼いころの話をされています。家は、山々に囲まれた土地にありましたが、ある日朝早く目が覚めると日がま

だ上らず、薄明かりの空には星もまだ光っていました。雲もありました。すると、その空を流れ星が走ったのです。びっくりして怖くなり、家の中に入ってお母さんに聞きました。「ねえ、どうして空は落ちてこないの」。お母さんは答えました。「空は落ちてなんてこないわよ。それはね、私たちの周りを囲んでいる山にはとても大きな水牛がいて、水牛にはとても大きな角があって、それがお空を支えてくれているんだよ。だから、お空は落ちてなんかこないよ」。マータイさんは、子ども心に何てすてきなんだろうと思って、それから夜が怖くなくなったと。その後も長い間お母さんの話をそのまま信じていたといいます。マータイさんは、お母さんから人間は自然に助けられ、支えられていることを学んだというお話もされています。

以上ですが、もったいないの日本の価値観を世界に発信しているマータイ博士の報道についての感想をお伺いします。

次に、教育長にお伺いします。最近の犯罪の低年齢化やいじめ、不登校、自殺、在学中にいじめに遭ったことへの復讐的な犯行など、ごく最近では岩見沢市内、美唄市内の学校にもインターネットに犯罪への予告があるなど、子どもを取り巻く安全、安心という環境は厳しくなっていると思います。先ほど紹介させていただいたマータイ博士の幼いころのお母さんとの会話やもったいないという価値観を伝えていくことはとても大切な環境教育であると思います。豊かな生活環境の中で育っているいまの児童生徒へ、自然を大事にすることとは生命を大切にすることに通じ、それは教育長の教育執行方針の中で述べられて

いる生きる力、生命を尊重する心、思いやりの心、助け合う心など、人を育てる教育に通じていると思いますが、マータイさんへの考えや行動についての感想と環境教育についてのお考えをお伺いします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 谷内議員の再質問にお答えします。

環境に関する情報の提供などについてありますが、温室効果ガスの排出抑制や生ごみの堆肥化などによるごみの排出量削減など、それぞれの家庭で取り組むことができることがあり、環境省でも1人ひとりの地球温暖化対策として具体的な事例を示しており、こうしたじみちな取り組みが大切であると考えております。

今後サンアール推進員の皆さんとも連携を図りながら、お話のございました道の地球温暖化防止活動推進員制度の利用や広報紙を活用した情報提供などの啓発活動を行い、環境に対する市民意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、もったいないという価値観についてありますが、日本特有のもったいないという言葉が1人ひとりの身近な実践に求めることの大切さを強く感じたところでございます。今後とも環境に対する市民1人ひとりの意識と行動の大切さを十分に踏まえ、環境社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 谷内議員の再質問にお答えを申し上げます。

環境教育についてでありますけれども、ただいまご質問にありましたケニアの女性環境

活動家のマータイ博士さんが長年取り組んできたグリーンベルト運動の活動などが評価され、環境分野で世界初のノーベル平和賞を受賞されたことは、地球環境の問題の解決が喫緊な課題となっているからこそであり、今回の受賞が大変意義深いことである、このように受けとめているところでございます。

いま求められている環境教育は、身近な身の回りの環境問題から地球規模の問題までの広がりを持っておりまして、学習の領域も自然科学や社会科学の分野から1人ひとりの感性や心の問題まで及んでいるものでございます。1人ひとりがこれからの人間としての生き方にかかわる重要な内容であると受けとめているところでございます。子どもたちに環境を大切にする心や環境を保全し、よりよい環境を創造していこうとする実践的な態度を育成するために、体験的な活動等を重視しながら、さまざまな環境にかかわる学習機会の提供に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

3番五十嵐 聡君。

●3番五十嵐 聡君（登壇） 平成17年第1回市議会定例会に当たり、大綱3点について市長並びに教育長にお伺いいたします。

大綱1点目は、農業行政について。昨年12月の定例会で取り上げた日本一のブランド米、魚沼産コシヒカリを超えると前評判の高い北海道農業研究センターが8年かけて開発した稲の新品種「おぼろづき」が1月31日に開催された「北海道優良品種認定委員会」において新たに道の優良品種として認定され、道産米の新しいエースとして期待されております。

いま米をめぐる情勢は非常に厳しく、2月23日に行った第9回入札で道産米の「ほしのゆめ」の落札価格が前回より35円安い1万2,600円と過去最安値を更新、そんな中で売れる米づくりへ向けて少しでも早く作付をしたいと希望している稲作農業者も多くおられます。優良品種に決まった米は、道、国連の厳しい規則によって管理されると聞いておりますが、試験栽培はできるようにも聞いております。これまでの経過とこの春「おぼろづき」の種もみがどのくらい確保され、どれだけの面積に作付できるのかお伺いいたします。

大綱2点目、消防、防災行政について。昨年は、日本列島を次々と襲った台風や大地震、豪雨や台風など、風水害に伴う死者、行方不明者を合わせて239人、過去最悪、新潟中越地震でも40人が犠牲、道内においても台風18号の襲来で9人が死亡、行方不明、国外ではスマトラ沖地震の大津波で約30万人が犠牲になりました。18号台風で、本市においては幸い人的被害は少なかったわけですが、家屋、農業に甚大な被害を受け、改めて自然災害の恐ろしさを体験させられました。18号台風の時、それぞれの地域で倒木の処理や家屋の応急処置など消防団員が力を発揮し、活躍されたと聞いております。足元の防災意識を見詰め直そうという機運が高まっており、総務省、消防庁は現在消防団の団員数92万人のところ100万人を目指し、制度の見直しや広報活動を展開中と聞いております。

そこで、1点目、本市には現在13個分団、273名の団員がおり、それぞれの地域で歴史と伝統を受け継ぎ、生命、財産を守り、災害防止に努め、安全で安心な地域づくりを目指し

て活躍しております。最近消防団の見直しと再編に向けての会議が持たれたように聞いておりますが、どのように進めていく考えなのか、また自立に向けての取り組みからなのか、あわせて考えをお伺いいたします。

2点目、政府は昨年6月14日、外国から武力攻撃を受けた場合の国や自治体の役割を規定した国民保護法に基づき、住民避難や救援の方法などを具体的に定めた国民保護法の基本方針の要旨を発表しました。非常に物騒な想定で、あってはならないことですが、自衛隊、警察、消防の役割は大きく、指針に基づき各都道府県は今年度中に策定すると聞いております。美唄市の国民保護計画をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

大綱3点目は、教育行政について。2002年度から詰め込み型の教育が批判され、子どもたちの自主性や生きる力を伸ばす目的でゆとり教育が施行されてきましたが、中山文部科学相は学力の低下、国際的な学習到達度調査で日本の順位が下がったことで学習指導要領を全面的に見直すよう中央教育審議会に求めました。社会が激しく動いている時代で、子どもたちはもちろん学校や教職員は時代の変化に対応するのは大変で、教員の充実した研修、研究がますます重要となります。管内27市町村が共同して教職員の研修並びに課題研究、研究調査を行い、教育実践の検証、交流に努め、教職員の資質と指導力の向上を目的とした空知教育センター組合があり、美唄市も93万5,000円の負担をして運営をしております。

そこで、1点目、美唄市の長い歴史の実績を持つ教育研究所があります。研修事業は、

空知教育センターに参加しておりますが、研修事業については独自に行っており、そこでの役割も大きいと考えますが、事業の効率化から見て空知教育センターに一体化できないものか伺いたします。

2点目、教育執行方針の中で、小中学校の配置について子どもたちにとってよりよい教育環境を目指し、引き続き保護者や地域の方々の声を十分に聞きながら、見直しに取り組むと述べられました。私は、昨年第1回定例会でも質問しましたが、社会は大きく変化している中で、その後保護者、地域の方々との話し合いは持たれていないと聞いております。心配や不安を持っている保護者も多くおられます。配置見直しに伴う経過と今後どのように進めていく考えなのか、あわせて考えをお伺いいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、「おぼろづき」についてですが、昨年12月の市議会定例会の議論を踏まえ、農協や農業改良普及センターと協議を行い、道農政部を訪問し、優良品種としての登録や本市における早期栽培の実現について要請を行ってまいりました。

また、北海道農業研究センターに対しても同様に要請を行ってきたところでございます。その後1月31日に開催された「北海道優良品種認定委員会」において、「おぼろづき」が道の優良品種として認定され、道が「主要農作物種子法」に基づき種子の生産、普及を促進し、生産性の向上等を図っていくこととなりました。このことから、平成17年度は道が

ホクレンに委託し、種子を増殖することとなり、一般ほ場での栽培は平成18年以降になると伺っておりました。

その後北海道農業研究センターから「普及実証展示圃」としてことしから栽培できる道が開かれたとの情報を得ました。このことについて道に確認したところ、基本的に実証試験目的の「展示圃」であり、道が確保している種子量も限られていることから、市町村において大規模に栽培することは想定しておらず、希望数量は認められなかったところでございます。このことから、美唄市農協では「実証試験圃」として3ヘクタールの設置希望をしましたが、市としましては「おぼろづき」を一年でも早く栽培したいという声もあることから、ことしから少しでも多く栽培できるよう努力しているところでございます。

次に、消防団の再編についてであります。消防団は現在1団13分団の体制で各種災害に対応しております。人口・世帯数の減少や社会環境の変化に伴い、自立に向けたまちづくりのために効率的な分団配置と適正な分団数などを検討するため、平成17年度に検討委員会を設立し、平成18年度実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市と国民保護法のかかわりについてであります。平成16年9月に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる国民保護法では、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活と国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体等におけるそれぞれの国民保護に関する責務を定めております。

この法律に基づき、国において平成17年度中をめどに国民保護計画及び避難マニュアルのモデルを作成し、各市町村はこれを受けて平成18年度中に市町村としての計画を策定する予定となっております。

なお、この計画の策定に当たっては、条例で国民保護協議会を設置して審議することとなっているところでございます。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 五十嵐議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、美唄市教育研究所と空知教育センター組合についてであります。空知教育センターは空知管内27市町村が協同して教職員の研修、調査研究、理論、実践経験を行う教育施設であります。経費は市町村負担金、補助金、寄附金、その他をもって充てられております。現在研修事業、研究事業、普及事業に運営の重点を置き、管内の教育実践の向上に寄与しております。特に教育課題の解明と教職員の指導力の向上に役立つ研修講座を平成16年度は38講座開設しており、美唄市からも講師4名を派遣し、また多数の受講者がある状況でございます。

美唄市教育研究所につきましては、本市教育の実態に対する科学的調査に基づき教育理論、実践に関する研究を行い、地域性豊かな教育の充実を図ることを目的として昭和27年に設置され、長い歴史の中で美唄の教育に多大な実績を残してきているところでございます。

平成16年度につきましては、地域に密着した研究機関ならではの基礎、基本の定着を図る学習指導の実践研究及び郷土学習の指導に

関する研究の2つの研究課題を設定し、研究を推進しているところでございます。管内で教育研究所単独で運営している市町村は少ない現状であります。これまでの実績を踏まえながら、将来的なあり方について検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、小中学校の配置についてであります。これまで児童生徒の少人数傾向が進む茶志内及び西美唄中学校について小中学校のPTA役員をはじめ保護者の皆様や地域代表の方々と話し合いを行ってきたところであります。この話し合いの中で、保護者や地域の方々からさまざまなご意見をいただいております。これらのことについてさらに調査検討することもありましたので、結果として昨年ほとんど話し合いをすることができなかった状況でございます。教育委員会といたしましては、学校の配置見直しについて両校ができるだけ早い時期に見直しができますように、今後も地域の方々の声を聞きながら十分な話し合いをもって進めてまいりたいと考えております。このため、17年度はさらに共通の理解を深めていただく話し合いの期間とさせていただき、平成18年度は環境整備を含めて具体的な準備を行ってまいりたい、このように考えております。

なお、これまでの話し合いの経過の中で、子どもたちの教育環境の変化やスクールバスの運行、新たな保護者負担などに対するご意見もありましたので、こういった点につきましても今後話し合いを進めてまいりたいと考えております。

また、完全複式校となっている光珠内小学校は、今後も児童数の増加は見込まれないと

いうことから、児童の教育環境という視点から今後のあり方について保護者の方々、地域の関係者と十分に話し合った上で配置の見直しを進めていかなければならないものと、このように考えております。

●議長中西勇夫君 3番五十嵐 聡君。

●3番五十嵐 聡君 この場から2点再質問させていただきます。

最初に、「おぼろづき」であります。道の優良品種に認定を受けましたから、美唄独自のブランド米とはなりません。美唄市内で2年前から熱心に試験栽培に取り組んで努力されてこられた農業者の熱意からの認定で、美唄の米と言えば「おぼろづき」、「おぼろづき」と言えば美唄と言われるような消費者が望む売れる米づくりとして育つことを期待しているところであります。

実証試験の取り組みは、他町村よりも栽培ノウハウをいち早く身につけるために土壌条件、栽培様式、地域別農場で試験を行い、適地適作の選択が望ましいと考えますが、どのように取り組む考えなのか伺いたします。

次に、ほとんどの農村地域では農業を専業としながら多くの方が土木、建設会社などにアルバイトに行っておられ、消防活動に苦勞されている分団もあるように聞いております。あらゆる災害の想定から、消防団の役割は多く、組織強化が重要と考えますが、団の再編によってベテラン団員の退団を助長する危惧もあります。美唄市の人口に適した団員数と検討委員会はどのようなメンバーで構成されるのか伺いたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 五十嵐議員の再質問にお

答えます。

初めに、「おぼろづき」の「普及実証展示圃」についてであります。「おぼろづき」は消費者などからおいしいお米と評価されており、栽培に当たってはこの評価を下げないことが大切だと考えております。

このため美唄市農協と適地適作などを進める方向で協議してきており、今後は「普及実証展示圃」用に試験場から配分される種子量が決まり次第、農協において育苗方式をはじめ土壌条件や生産者の栽培技術、食味分析結果等をもとにほ場を選定することとなっております。

次に、消防団の団員数についてありますが、水害、地震など自然災害に対応するためには、現在の団員数を確保することが必要であると考えております。

また、検討委員会のメンバーにつきましては、団長、副団長、分団長を中心とする構成を考えております。

なお、各分団の消防講演会には、各委員会で検討内容をお知らせし、各地域の理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

17番吉田 栄君。

●17番吉田 栄君（登壇） 17年第1回定例会に当たりまして、さきに通告いたしてあります米政策問題、稲作農業に対する美唄の取り組みなどについて質問をしてまいりたいと思います。

申し上げるまでもなく、美唄の基幹産業、これは農業であります。しかも、農業の中でもその根幹をなすのは稲作農業だということは、いまさら申し上げるまでもありません。

米政策改革大綱が16年から実施されて、昨年の12月定例会でその影響はどういう状況かということについて質問いたしました。15年度との比較で言いますと、いわゆる農業者の手取りが24%削減されたと、そういう状況に相なったと、こういう答弁でありました。申し上げるまでもなく、米政策大綱は3年間何はともあれその骨格をなして実施すると、こういうことでありますから、大きくは変わらないのだろうと思いますが、美唄市において17年度の改革大綱にかかわっての影響、どういう状況になる見通しなのか、その辺についてまず伺いをしたいと思います。

2つ目は、米ガイドライン配分ランキングの問題についてお尋ねをしたいと思います。2年でしょうか、3年でしょうか、7つの区分の中で上位から6番目という状況が続いております。これは、他市の1つの例でございますが、昨年の12月だったと思いますけれども、新聞に出ていました。深川市であります。深川市は、4年連続5のランクであります。上から数えて3つ目と大変いい成績で、4年連続の実績を誇っている。私は、誇っていると思っていたのです。ところが、深川にランキング向上に向けて大変な努力がはらわれており、そして低たんぱく化推進運動本部を立ち上げた、という記事が載っていました。5のランクづけが推進本部を創設して、そして7を目指すのだと、こういう意気込みなのです。これは、もう大変見上げたもんだと思ったんです。それもそのはず一昨年まではこのランキングというのは、米の売れ行き、予約の容易さ、そういったことからしても大変重要なかぎを握っていると、こういうことだ

ったと思います。しかし、この17年度の作付面積を左右するのに、大きくこのランキングというものが影響してくるという、そういう方向になったと。これも昨年の12月だったかと思うのですけれども、新聞に出ていました。このランキングによる傾斜配分で、それぞれ市町村の作付面積に影響する、その数値が出ていました。たしか美唄は108ヘクタールふえると、そういう数値が示されておりました。実際には、100ヘクタールを下回ることでおさまったようでもありますけれども、そういうように減反がふやされるという、あるいは減反が少なくなるというかぎを握っているランキングの数値でありますから、これは深川でなくても6であれば7にしようと、3であればせめて5ぐらいに持っていこうという努力が農業者の中からその意向が大きくなってこなければならぬはずだと、私はそう思うのです。

そうはいっても現に私の知る限りでは、農業者団体の中からそういうランキング向上に向けた運動がまだ見えておりません。とすれば、美唄市の基幹産業だと、こう位置づけるのだとすれば、行政が音頭をとって農業者の皆さんに働きかけて、何としてもこのランキングを2つでも3つでも上位に持っていこうよと。そうすれば、減反面積も少なくて済むようになるのではないかと。たしか空知市町村の中でどこもここもが減反の面積が多くなったわけじゃないんです。やっぱり売れ行きのいい米をつくっているところでは、ちょっと名前忘れましたが、たしか24ヘクタール余減反が少なくなったところだってあったんです。そういうことからすると、いま1粒の米でも多くとる。収穫を多くする。それも大

切なんでしょうけども、まずはその米をつくる田んぼをうんとつくれるような、そういう条件をつくり上げていかなければならないんだとすると、行政が先頭になって農業者の皆さんに汗を流してもらおうと、そういう努力が必要ではないのかなと、こんなふうに思うのですが、市長の見解を求めたいと思います。

さて、3つ目は、「おぼろづき」の問題について触れたいと思います。いまほど同僚議員から「おぼろづき」の奨励品種になった経緯、そして現段階における「おぼろづき」を取り巻く状況、情勢についてお話がありました。重複しますからその部分については割愛をして、一步踏み込んだ質問をしてみたいと思うんです。

「普及実証展示圃」という名前で作付すると、いまそういう話になっているやに私も聞いています。その前には、出どころは別として美唄で1,000キロの作付をすると。それで、いいんでねえかと。そして、美唄を除く市町村で800キロの種もみを配付すると。それは、農業普及センターにその配分をします。そういうような話が流れていました。私それはその審議のほど、そしてどこからそういう情報が出たかということはあえて割愛をさせていただきますが、そういう話。そして、先ほど同僚議員に答弁ありましたように、実証展示圃を設定すると、こういうことになってきたようであります。

12月の定例会で私が主張したことは、先ほど同僚議員も言っていましたように、美唄のブランド米としてどう位置づけるかと。それには、美唄には種もみがいっぱいあるんだと、そういう前提で私は申し上げた。そういう表

現も使いました。この「普及実証展示圃」というのは、間違いなく「おぼろづき」の特性を維持し、そしてまじり気のない「おぼろづき」を、その種もみをつくるためだということだと思うのです。しかし、市長、これには平成12年から14年まで、前にも申し上げましたが、北海道農業研究センターが3年間にわたってさまざまな実証調査をやっているんです。そして、その実証調査に基づいて農水省が北海292号という米を「おぼろづき」という名前に登録をしたんです。そして、なおかつ北海道農業研究センターが15年に美唄の農業者に白羽の矢を立てて、そして種もみの採取について委託したんです、15、16年と。15年は2反歩だった。20アールだった。この20アールというものが個人にとってみれば何のプラスになったんでしょうか。こんなもの経済的に何の足しにもならないんです。そして、16年度に美唄の種子委託農業者がこれはひょっとすると北海道を代表する米になるかもしれないという、そういう判断のもとに7ヘクタール耕作した。これは、大変なリスクを覚悟の上でやったんだと思うんです。反収幾らあるかという保証はないんです。平成12年から14年までの間、農業研究センターが調査をしたその数値の中にも反収はよくないとある。それをあえて7ヘクタールつくった。しかも、それがどういう売れ行きになるかということは全く見当つかない。そういう中でも何とか美唄のブランド品に、北海道のブランド品になればと、そういう夢を持ってつくったわけだ。そして、去年は9月から今日まで新聞にテレビに大きくもてはやされた。そして、道民の試食会もそちこちでなされて、それが好

評だったと。そうなったからいい。だけど、これもし間違っただけでそういういい結果に出なかったとしたらどうしますか。大変な危険を冒しての作付だったと私は思うんです。しかも、「おぼろづき」という米は白濁するモチ米のような、ああいふ白い米になるおそれがある、アミロースが少ないと。それを防止するために9月10日近くまで田んぼに水を張って夜の冷え込みを防いだんです。もう何日もしないでコンバインを入れんとならん。田んぼにあの重機を入れんとならん。水を張っていたら、田んぼが乾かない。大変な苦勞を見越して、それよりも何よりも白濁米をつくっちゃなんないということで水を張ったんです。そして、でき上がった米が「きらら」や「ほしのゆめ」とは全く変わらない透明度のある米に仕上がった。そういう努力のさらに上回るように、12月にも申し上げた米穀、穀物検定所が「おぼろづき」という名前を消してしまう、そういう挙に出た。それに対してその農業者は、JAS法を盾にして農水省とのかけ合いやった。結果として、「おぼろづき」という名前を検査を受けにいったときに検査員は書けないけども、生産者が書く分についてはいいというところまで条件を整備したんであります。そういう苦勞しているということは、種もみをつくってくれといった農業研究センターが一番知っているんだ。その農業研究センターが北海道やホクレンの横暴に屈して、種もみをつくれと言っておきながらそのつくったもみが種もみでないかのような取り扱いにしようとしている北海道、毅然とした態度になぜなれないんだろうかと私は歯がゆくてならないんです。そんなことを考えますと、こ

の「おぼろづき」を本当にいま実証展示圃をつくって検査をしたり、あるいは味見をしてもらったりせんきゃなんないという、そういう背景はどこにあるんだろうと。それは、こういう理由なんだろうということがもし市長の頭の中にあつたら、お聞かせください。

しかも、北海道の中央農業試験場が平成13年、これ調査結果を出したのは平成14年2月なんだそうですけれども、13年度の米をさまざまな調査をした、その実績表も私も持っていますけども、それからすると北海道の中央農試は、「おぼろづき」を続けて調査し、そして調査をする必要はないと。打ち切つていいと、中止するという方針を出したんです。13年にです。もうこんな米だめって言ってバッテンしたものがことしの1月17日の試験会議で、そして31日の認定委員会で、奨励品種にしなきゃなんなかったというのは一体何なんだ。そんなに悪いものだったら、いまさら奨励品種にせんでもいいんでないかと、こうすら思うんです、逆に。それは、桜井市長が一生懸命になってしたからなったんだと思うと、これは頭の下がる思いです。しかし、それとあわせて消費者の皆さんが「おぼろづき」はいい米だ、うまい米だ、そういう状況をつぶさにマスコミがとらえて放映したり、あるいは記事にした。そのことも大きな力になって、その力に押し切られて奨励品種になったんだろうなと、こんなふうに私は思えてならないんです。しかも、いまさら17年度になって「普及実証展示圃」を設置する、しなきゃなんないという理由どこにある。

先ほどの同僚議員に対する答弁からすると、種もみは限られていると、そう言いました。

話あちこち行きますけれども、15年に20アール美唄でつくったおぼろづきの種もみが16年の作付する段階で400キロ、正確に言うと360キロだそうです。360キロの種もみを北農研に納めているんです。その種もみがどういう形で北海道中にばらまかれたのか、これは推測の域を脱しませんから、私そのことは触れません。しかし、360キロのもみが間違いなく昨年16年に作付されておれば、どこででもいいんです、つくられれば。ことしこういう状況になったときに種もみが少ないとか足りないとかという話になんかなるはずがないんです。そういう姿をつくったのはだれなのよと。北海道じゃないですか。そして、それを後押ししたのホクレンじゃないですか。そうしておいて、いまマスコミが消費者は食べたいと言っているんだと。何とかこれがこの17年に大きく作付されて、そして市場に出回ればと。そういう記事を出せば出すほどかたくなに理屈をつけて、理屈というのは、これも北海道が出した書類の中の1つなんですけれども、各普及センターにおまえさんのところは何ぼつくりたいんだという希望をとっている。0.6ヘクタールないし1.5ヘクタールの枠の中で希望数値を出せと言っているそうです。けども、ついていない。種もみが足りないから、希望に添えるかどうかわかんないという話になっている。しかも、1.8になるか1ヘクタールになるかわからんけれども、それはホクレンから単協に配付され、そして単協は実証展示圃を設置する。田んぼを設置するたって農協が土地持っているわけでない。組合員に対してそれをつくらせるということなんでしょう。しかも、それを育成段階の経過をしっかりと

調査をしろと、こういうことになっている。農協がそういう指示をして管理するということになっている。あげくの果ては、どこの実証圃が幾らつくったと。それを農協を通じて、空知支庁を通して北海道に報告しろとなっている。それだけなら、まだ聞きいい。そこでとれた生産物は、全量農協を通してホクレンに集約すると。出荷しますという念書を入れろとまでなっている。そして、それがその念書の写しが北海道にも上がっていくような仕組みにしようとしている。これは、私の表現からすると横暴そのものじゃないですか。農協にそれだけの管理するだけの余力があるんですか。それまでされて実証圃をつくりたいという農業者がどれだけあるんでしょうか。

さらに、今日まで「ほしのゆめ」にしてもななつぼしにしても、あるいは「きらら397」にしても、これが作付拡大していく過程においてそれだけシビアに精密に実証展示圃なるものをつくらせて、そして間違いなく「きらら」の味だ、「ななつぼし」の味だと。それが実証された中で次の年に作付を拡大してきたという、そういう実績があるんでしょうか。なぜそんないままで例のない、実績のないようなことをやらしてまでも「普及実証展示圃」というものをつくって、そして農協に管理させて、念書をとって、そういうことをして、17年度にその実証圃から上がってきた生産物、種もみをホクレンに全部集約するということが目的じゃないでしょうか。これが横暴でなくて何なんですか。まさしくホクレンという名の横暴そのものだ。それを北海道が後押ししている。抱え込んでいる。農政課。もっと露骨に言えば、北海道農政部が出した

このペーパー1枚に農政部農産園芸課という名前が随所にあるんです。農産園芸課に報告しろと。農産園芸課はホクレンに通知する。そういうことで農産園芸課という名前が随所に出ている。それまでして美唄に現にある、何キロあるか私はわかりませんが、種もみを使わせたくない。これは、マスコミだったかどこだったかちょっと忘れたけれども、あの種もみは皮をむいて食べることはできても種もみになんないと言った。そんなものだれがつくらした。農水省の、いま外郭団体になっていますけれども、北海道農業研究センターがおまえさんのとこだったら、火力による乾燥をするわけでもないし、そしてはさがけする必要もない。はさがけなんかして実証圃つくったら持っていかれる、これ優良品種というやつは。それを知っているから、農業研究センターは棟の中に入れて自然乾燥的な仕上がりをする、そういう農業者を選んだんでしょ。それまで吟味をして種子の栽培委託者をつくったんだ。その栽培者がつくった種もみが種もみにならないという話がどこにあるんだと。そういう角度から、道に対しても農業研究センターに対しても、おまえさんらのやっているのは理不尽じゃないのかと。こういう立場で私は頑張ってもらいたかったなと、こんなふうに思えてならないんです。言えばまだまだ言いたいことたくさんあるんですけども、これは市長が私に答弁するということは大変困難なことだと思います。思いはあってもさまざまなしがらみの中にある行政でしょうから、北海道を、あるいはホクレンをこう思う、ああ思う、こうするという話には一自治体の長が言うということは、これは至難

のわざだだと思いますから、あえて答弁をしてくれとまでは言いません。思いがあればお聞かせ願えれば、大変幸せに存ずるところでございます。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 吉田議員の質問にお答えします。

初めに、米政策改革における17年度の見通しについてであります。平成17年度産米の生産目標数量は、米のガイドラインによる傾斜配分などにより、前年度よりも609トン少ない2万5,406トンとなり、このことにより作付面積も前年度より94ヘクタール減少し、生産調整を行う面積が増加しております。

また、水田農業構造改革交付金の総額は、前年度よりも1,227万2,000円多い14億5,972万3,000円と見込んでおり、平成15年度に交付された転作助成金の総額に比べると約77%の水準となります。

次に、ガイドラインランキングの向上に向けた取り組みについてであります。各農協とも水田農業ビジョンでは売れる米づくりを目指しており、この実現に向けたさまざまな取り組みを実践しているところでございます。

しかしながら、ガイドライン配分ランキングでは6番目に位置しており、その要因としては低たんぱく米比率の低さが課題となっております。このため、各農協に設置された水田農業推進協議会において低たんぱく米生産に向けた議論がなされており、平成17年度は「栽植密度の適正化指導」や「乾土効果の向上やたんぱくマップを活用した栽培管理の指導」などを実践し、ガイドラインランキングの向上に向けてたんぱく値を抑えた良食味米

の生産に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「おぼろづき」についてであります。が、種子を育成した北海道農業研究センターからは優良品種として認定されると今後は「主要農作物種子法」のもとで道において優良な種子の生産、普及促進し、米などの生産性の向上や品質の向上と図ることとなり、種苗法による育成者の権利以外すべて道の管理下にあると伺っております。このため、今回道が進めようとしている「普及実証展示圃」の設置については、新たに道の優良品種として認定されたことから、新品種の普及に当たって早期に品種特性を把握し、適正な栽培指導を行うとともに、消費者などの動向を把握するために行うもので、種子は道の試験場から無償で提供される予定となっておりますが、希望どおり種子が配付できないこともあると伺っております。

一方、市内には「おぼろづき」を栽培している生産者もおりますが、種苗法などの関係から道の了解がなければ種子としては一般栽培には利用できないと北海道農業研究センターから伺っているところでございます。

いずれにいたしましても、農協や生産者からはいまの道産米価格では生産コストを下回る水準にあり、「おぼろづき」を一日でも早く栽培したいとの声がありますし、私としましても「おぼろづき」は美唄ブランドにふさわしい米と考えておりますので、ことしから栽培できるようさらに努力してまいりたいと考えております。

なお、「おぼろづき」に関する道とホクレンとのこれまでの対応等につきましては、正

確に把握していないところであり、申し上げる状況にはありませんので、ご理解願いたいと思います。

●議長中西勇夫君 17番吉田 栄君。

●17番吉田 栄君 まず、米政策大綱による17年度の見通しであります。609トン少ない生産の目標ということで、昨年よりも少ない米しかつくっちゃなんないと、こういうことになった。そのために94ヘクタールですか、減反を迫られる状況になったと、こういうことです。答弁は要りませんけれども、転作助成金、交付金です、これが15年度との比較でいうと77%、16年度は76%の落ち込みだったと。17年は77%ということは、16年度よりも1%落ち込みが少なくて済むと、こういうことなんです。これはわかりましたが、農業者に入るお金が1%ふえたということになんないですよね。ということは、94ヘクタールの田んぼをつくっちゃなんないということになったんだから、米よりももっと収入のあるものをつくれるんならいい。だけれど、そうはなるはずがないんだから、転作交付金がいろいろな形でなされるわけでして、だから100ヘクタール近いものが減らされるということ、それによる減収というものを考えると、この米政策改革大綱というものがじわじわと農業者に押し寄せている、こういうことだと思うんです。問題は、やっぱり休耕田をしなきゃなんない、その数がシビアに厳しくなってくると。要するにトータル的に国が出すお金を少なくしようというのが米政策の大綱の精神だと思いますから、そしてこれは3年でしょう。そうすると、平成19年にはこの米大綱なるものがよりシビアな形になってくると。こう推測

をして、それに向けた対応を考えていかなければならないと、こんなふうに私の意見を申し上げておきたいと思うんです。

そして、このランキングの問題です。ランキングというのは、壇上でも申し上げたんですが、一昨年までは、昨年までといった方がいいのか、いわば勲章だ。勲8等よりも勲5等の方がいいよという、その程度だったはずなんです、言ってしまうば。今度はそうじゃないんです。勲8等は、こういう比率で減反をなささいという、そしてランキングのいいところ、これについてはもっと田んぼつくってもいいよ、そういうところもあるんです。これ新十津川です。新十津川の場合は、24ヘクタールふえるんです、耕作面積が。そういうところもあるんです。あるいは、妹背牛は27ヘクタール、雨竜に限っては38ヘクタールもふえる。沼田町は42ヘクタールもふえるんです。減反がふえるんじゃないです。耕作面積がふえるんです。美唄は、108ヘクタール減反を多くせんらんとという数字になっているんです。それがさまざまな調整の中で94ヘクタール減ったんだらうけれども、そういうものにこのランキングというのが直接に影響してくるということなんです。ですから、仮にことしのとれた米が、17年にとれた米がこのランキングでいうと1位になったとしますか。そうしたら、まだ大きな減反が迫られてくると思うんです。そういうものの物差しに使われるようになったということなんです。そのときに、いま答弁お聞きしますと水田農業推進協議会、これ各農協に設置されている1つの協議会なんです。そういうどこにでもある機関、この協議会、美唄もやっているけれど

も、新篠津だってやっているんじゃないですか、この推進協議会というのは。そして、それぞれの地域でそれぞれの取り組みで低たんぱくの、低アミロースのお米をつくろうという、そういう話はなされているでしょう。

そこで、私何が言いたいかというと、これ美唄の農業者は裕福だからそんなのどうでもいいんだと言うのかもしれないけれども、美唄の基幹産業なんだと。この美唄の田んぼから収益を上げないと、美唄の経済が進展しないんだということは言うまでもないことでしょう。だとすると、行政が先頭になって旗振って、農業者1人ひとりに対して低たんぱくの米つくろうよという、そういう働きかけも必要ではないだろうか。そして、農業者みずからが低たんぱくの米をつくろうと。そのためには、施肥の条件はどうなんだ。あるいは、水やりがどうなんだ。さまざまな条件を駆使して低たんぱくの米づくりに向けて頑張る。結果がランキングが上位に上がっていく。そして、減反も少なくて済む。美唄全体の懐ぐあいもよくなってくることにつながるんでしょう。だから、私が言いたいことは、行政が、何かこれ話によると、おまえ、そんなこと言ったって何言っているんだって怒られるかもしれんけれども、今度は農政部にするというお話だそうですから、いままでより以上に農政部の農政にかかわる行政の位置づけは高くなり、そして美唄の農業からの中でもそれなりの影響力が出るんでしょう。さまざまなメリットがあるんでしょう。だとすると、行政が主軸となってランキング向上に向けた取り組みをやってもいいじゃないでしょうかということをお私言いたいんです。この

推進協議会にまぜるというんじゃないくて、そんなことでお考えがあればご答弁を願いたいと思います。

さて、「おぼろづき」、これはもう限りない不満。何で不満かということです。美唄の農業者でそれなりの土壌の田んぼを持っている人たちで、「おぼろづき」なんかつくりにくいという人いるんですか、いま。私が聞いている限りじゃ、そうじゃないんです。みんなつくりたいんです。だけど、残念ながら、こんなこと言ったら私も泥炭地の生まれだから笑われるかもしれんけども、泥炭地でもって「おぼろづき」つくったから、必ずしもいま試食会に提供されている米の、「おぼろづき」のようなわけにいかんかもしれん。けども、それなりの沖積土の田んぼなりいい田んぼであれば、この品種は間違いなく低アミロースなんでしょう。だとすると、みんながつくりたいというのは当たり前。道は、いま美唄にあるもみはあれは食用のもみであって種もみでないと、こう言っている。そう言われたら、本当だったら、これまた市長に言ったってどうもなんない話なんです。わかっているんです。だけれど、言わせてください、多くの皆さんの前で。そういうもみを北農研がつくらせたんだ。そして、それを16年の春には360キロ持っていたんです。そして、北海道の農業試験場につくってくれ、あるいは展示圃につくってくれといったら、そんな田んぼないと断られたという話だ、これは陰の話だからどこまで本当かわかんないけれども。そういう非協力的だったんです、北海道はさまざまな分野で。ところが、お米を食べている消費者の皆さんに食味してもらったら、こ

れはもう間違いなくいい米だ、うまい米だと。光もある。香りもいい。そういうことになっている。何で意固地にならんきゃなんないかと思って、いろいろ考えてみた。ホクレンの種苗による、種もみによる収益が減るかもしれないということなんです。何で減るかという、北農研が許諾権なるものを北海道以外に与えてもらっちゃこまると。北海道に与えてもらったものは、ストレートでホクレンがもらえるから、北海道以外に許諾権を流しちゃうならんと。だから、北海道が北農研に対して圧力をかけているんじゃないですか。言っておきますけれど、許諾権というのは育成者の権利を守るためにつくられている法律です。北海道を守るためじゃないんです、あれは。ホクレンを守るんでもないんです。あれは、北農研の先生が先ほど同僚議員が言ったように8年かけてつくりあげた。その先生がいまつくばにいます。その育成者の権限なんです、これは。北農研の権限。これは、北海道にやったからといって旭川市にやっちゃなんないという法律じゃないんです。何力所に許諾権を与えてもいいというものなんです。それを知っているから、与えられたら困るから圧力をかけているんです。許諾権という1つの個体が、物体が北海道にやっちゃった。そうしたら、この許諾権は北農研が持っていないもんなら騒がないんです、北海道も。許諾権というのは、幾つにでも分裂するんです。北農研から中西勇夫議長のところにもらおうと思えばもらえるんです。そういうもんなの。だから、それをやられちゃだれが損するかといったらホクレンなんです。ホクレンの利権主義がこう騒ぎ立てている。地域の稲作農業

を圧迫しているのはホクレンなの。私は言い切ります、それは。だから、北海道もホクレンもそういう横車をいま押しているわけだから、これ美唄の市長にそれを横車押してくれとは言えんけれども、美唄の経済を守る、美唄の農業を、基幹産業を守るという、そういうお気持ちがおありだったら、あるんだと思うんです、農政部つくるんだから。その気持ちをもって道なり北農研なりにあるものを使って何が悪いのよと、端的に言えば。さまざまな言い方があると思う。それは、私よりも頭のいい市長なり部長なり課長なりなんだから、さまざまな手練手管を使って、余り表現よくないけれども、そして許諾権を美唄に持ってくる、こういう迫力があってもいいんじゃないのかと、私はこう思えてなりません。私の思いを申し上げましたが、市長なり経済部長なり思いがあればお聞かせ願えれば幸いと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 吉田議員の再質問にお答えします。

米ガイドライン配分ランキングについてですが、本市におきましては各農協の水田農業推進協議会におきまして、他市の取り組みを参考にしながら、たんぱく値を抑えた良食味米の生産に取り組むこととしておりますが、市としましてもガイドラインランキングの持つ意味を再認識し、ガイドラインランキングの向上に向けて積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、「おぼろづき」であります。私としてはさきの議会の議論経過を踏まえまして優良品種になるよう道、関係機関に要望し、

認定されたことでひとまずほっとしたところでございました。しかし、その後の話し合いによりまして、美唄ブランドづくりにつきましてはおくれるような状況になっておりまして、大変残念に思っております。いずれにいたしましても、農協や生産者からは「おぼろづき」を一年でも早く栽培したいとの声がありますことから、少しでも多くことしから栽培できるよう、さらに努力してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 開議

●議長中西勇夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番福庄計夫君。

●6番福庄計夫君（登壇） 平成17年第1回市議会定例会に当たりまして、大綱1点のみ市長に質問いたします。

最初に、市政執行方針についての「生き活き美唄」の実現についてであります。美唄の活力づくりは、「生き生きとした人づくり」、「生き活きとした街づくり」、「生き活き美唄の土台づくり」の3つの柱を掲げて進めるとしておられます。大いに進めていただきたいと思いますが、やはり何といたしましても市職員が活性化の原動力になってもらわなければならないんだと私は考えます。いわゆる率先してまちづくりのアイディアを出してもらうことや、そういう工夫をもって行政執行を

果たしてもらうことを多くの市民は期待しているのではないのでしょうか。ここ数年、給与、諸手当の削減やカット、退職職員の不補充による職員の大幅な減少など、職員に我慢を強いる施策がどんどん進められてきているように私は受けとめております。最近の財政状況、こういったところを見ますと、我慢を強いるということも必要ではあるかとは思いますが、やはりそういった中であっても職員にいい仕事をしてもらう、そういったためにも職員が将来に希望の持てる対策も必要ではないかと私は考えます。「生き生きとした人づくり」を唱えていますけれども、生き生きとした職員づくりを行う考えはありませんか、お伺いをいたします。

次に、組織機構の見直しについてですが、急速なコンピュータの普及によって事務の合理化や効率化、簡素化が図られ、この数年退職職員の不補充などによる職員の削減、新採用の見送りがなされ、行財政改革等が推進されたとはいえ、何とか乗り越えてこられたのではないのでしょうか。過去の職員数の減少に伴い、業務の効率化あるいは能率化、そして公平、公正性を保ったため、常に組織機構の見直しを行ってきたのではないかと思います。組織機構の見直しは、適正な人員の配置からも必要とは思いますがものの、見直しによって組織がどう変わったのか、私自体はなかなか覚えるのに苦労させられております。

そこで、部の新設や統合について、総務委員会に付託されていますので、若干の点についてお伺いいたします。

1つには、過去5年間の一般職員の推移について教えてください。あわせて過去5年間

の組織機構の変遷とそれに伴う職員配置について、そして建設部と水道部を統合とし、都市環境部とするとの提案ですけれども、その結果、市民部の環境課についてはどうなるのか教えてください。

次に、やさしさと健康のまちづくりについてであります。地域の健康づくりの推進、壮年期における生活習慣病予防、高齢期における生活機能低下防止などライフステージに応じた健康づくり、そして高齢者の方々が生涯にわたって生き生きと暮らせる介護予防支援システムの実施や介護予防事業を重点的に推進するとしていますが、16年3月の道の速報値や空知の統計調べの中での高齢化率をもとに空知管内10市の第1号被保険者の認定数とかその市の総人口数との対比、65歳以上の高齢化率と認定者数の対比、施設介護サービス受給者の状況、居宅介護サービス受給者の状況を私なりにインターネット、あるいはインターネット等に出ていない分についてはその市の担当者等をお願いをして資料等を取り寄せて調べてみました。そして、空知管内10市の要支援、要介護の状況についてでありますけれども、その結果、美瑛市は総人口で要介護、要支援認定者の割合は夕張、三笠に次いで3番目に高いところであります。そして、高齢者とされる65歳以上の割合は、夕張がこの時点では37.4%と。さらに、三笠は35.9%、歌志内34.5%、赤平31.6%、芦別38%と。このように30%を超えている市が5市もありまして、さらに深川が27.5、その後に7番目に美瑛市が27.2%、続いて砂川25.7、滝川21.4、岩見沢21.3と非常に高齢化率が30%を超える市が5市もありながら、美瑛市は高齢化率は

この管内の中では低い方なのに第1号被保険者の要介護、要支援認定者の割合では一番多い。それでいて、施設介護入所サービス受給者は低い方から2番目で、居宅介護サービス受給者は一番多い状況となっております。そして、介護保険料は4番目に高いと。ところが、2番目と3番目、高い方からです、これが年額100円しか違わないと、こういう調べた結果が出たのではありますが、これは間違いないと思うのですけれども、なぜこのような状況になるのでしょうか、教えてください。

次に、介護予防事業についてであります、特に美唄の場合、要支援、要介護1で認定者の半数を超えているのが実態で、10市では一番多い状況でございます。この段階での認定者を出さないような生きがい、健康づくり事業、いわゆる温泉や浴場などのほか、生きがいセンター等の利用、そして交流の促進を図られるなどで、ほかの市は要支援、要介護者が低いのではと思うものであります。この点については、昨日の答弁で温泉施設での受け入れがなされるようで、健康づくりや介護予防の効果があらわれるのではと歓迎したいと思えます。

それで、国においても改正案を今国会に提出されているようでありますが、その内容はこれらの要支援、要介護者のうち、要介護改善の可能性が高い人に新予防給付を提供し、重度化防止をすることや要支援、要介護になるおそれのある人を対象に効果的な介護予防事業を提供し、自立した生活を継続するための地域支援事業を推進するとしていますが、美唄市のねらいはこの重度化防止や自立の継続につながるものでありますか、お伺いいた

します。

次に、自然環境の保全についてであります、宮島沼については水質調査、環境学習会などを実施し、自然環境の保全や活用に努めるとともに、環境省による施設整備に関し地元要望を踏まえ、早期完成を要望してまいりますと示されておりますけれども、そこでお伺いします。

環境省により整備される施設について。施設の規模についてですが、建設面積、平屋建てか2階建か。それから、建設費についてはどの程度か。建設位置については、どの辺を考えられているのか。雪冷房について導入が考えられているのかどうか。さらに、農産物の直販スペースや軽食、土産売り場などのスペースについても、それらスペースが確保、整備されるのかどうか教えてください。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 福庄議員の質問にお答えします。

初めに、「生き生き美唄」の実現についてであります、本市の行財政運営は社会経済情勢の変化や国の構造改革など、大きな変動の中で地域の自立に向けた重要な岐路に立っております。

このような中で、本市職員には地方分権の時代に対応した市政を担うのにふさわしい知識や諸課題に立ち向かう意欲と能力が一層求められております。いま職員1人ひとりが組織目標の実現に向かって能力を最大限に発揮し、働きがいや使命感を持って職務を遂行することにより、組織の活性化と効率的、効果的な行財政運営を図っていくことが必要であると考えております。

私は、市長就任時に職員に対して生活者の視点に立った行政運営に努めること、行政はサービス業だという意識で市民に接すること、行政のむだをなくし、活力が生まれるものに力を入れることの３点を訓辞いたしました。

厳しい環境の中で、行政はこれまで以上に総合的な力量が問われる時代になってまいります。庁内全体で職員が議論できる職場づくりに努め、組織の活性化、美唄の活性化につながるよう私が先頭に立って努力してまいりたいと考えております。

次に、本年４月から建設部と水道部を統合し、都市環境部とする部設置条例の改正案を提案しておりますが、これは社会基盤整備を効率的、効果的に執行するため、組織機構の見直しを行うものであります。

また、市民部の環境課の件であります、これからの快適な都市環境整備を進める上での環境施策との関連につきましては、今後事務事業の見直しや体制の整備を踏まえ検討することとし、当面は現行の体制を維持することとしております。

次に、やさしさと健康のまちづくりについてであります、本市における介護保険の特徴は、要介護状態になりやすい75歳以上の後期高齢者が他市よりも高い比率となっていることもあり、要介護認定者数も高い割合となっております。

また、要介護認定者のうち、要支援、要介護１の方が全体の54.1％と半数を上回っており、軽度の方が多いのが特徴と言えます。

こうした要因により、居宅サービス利用者の割合は高く推移しており、総体的に施設利用者の割合が低くなっている状況にあります。

このような状況を踏まえて、現在の保険料に設定したところでございます。

また、要支援、要介護１の方が急増している本市の特徴を踏まえ、第２期保健福祉計画では介護予防を重点化しており、平成16年度には「介護予防支援システム」の導入や厚生労働省指定の「介護予防市町村モデル事業」などに取り組んでいるところでございます。

今回の国の制度改正では、介護保険の「予防重視型システム」への転換が示されており、市としましても介護予防の一層の推進を図り、高齢者の健康づくりに努めるとともに、まちの活性化につなげてまいりたいと考えております。

最後に、宮島沼の施設についてであります、現在環境省では仮称「宮島沼環境学習・保全調査拠点施設」の整備に向けて基本構想を策定しており、施設規模につきましては木造平屋建て、延べ床面積約330平方メートルで、工期は17年度、18年度の２カ年、建設費につきましては17年度は設計費や用地買収費などを含め１億円の予定で、現在の野鳥観察センターの位置に建設を予定していると伺っております。

雪冷房の導入につきましては、春、秋の水鳥の飛来シーズンはもとより、環境学習や宮島沼周辺の総合的な情報発信を行う拠点施設として、通年での開館を計画しているところでございますが、冷房設備の導入は現在のところ考えていないと伺っております。

また、農産物の直売スペース等については、限られた面積の中で確保することは難しいと思いますが、宮島沼を訪れる多くの皆さんに美唄をPRできるような施設づくりについて、

環境省と協議をしてまいりたいと考えております。

なお、過去5年間の職員数の推移と組織機構の変遷については、総務部長から答弁をいたします。

●議長中西勇夫君 総務部長。

●総務部長板東知文君 職員数の推移と組織機構の変遷につきましては、私から答弁させていただきます。

市立病院の医療職と消防職員を除いた各年の4月1日現在の職員数は、平成12年421人、平成13年413人、平成14年402人、平成15年397人、平成16年383人でございます。

また、組織機構の変遷についてであります。12年度におきましては、交流拠点施設整備計画を推進するため、企画財政部に交流拠点計画推進室を設置し、参事及び主査の2名を配置、また介護保険制度の施行に合わせ保健福祉部に高齢者介護福祉課を設置し、8名を配置、また除排雪などの道路維持業務を強化するため、土木課に主査1名を配置、また市立美唄病院の経営改善を図るため、事務局に参事1名を配置したところでございます。

次に、平成13年度におきましては、交流拠点施設の建設及び開設に向けて計画推進室を交流拠点施設開設準備室に改編し、3名を配置、またまちづくりプランの進行管理や事務事業評価を推進するため、企画課に主幹及び主査の2名を配置、また地域情報化を総合的に推進するため、総務部に情報推進課を設置し、6名を配置、また中心市街地活性化を推進するため、商工労働化に主査1名を配置、また新しい産業の振興や創設を推進するため、経済部に参事官及び主幹の2名を配置したと

ころでございます。

次に、平成14年度におきましては、スポーツ・レクリエーションの里づくり構想を総合的に推進するため、企画財政部に参事及び主査の2名を配置、また高齢者の在宅支援を推進するため、高齢者介護福祉課に主査1名を配置、また市民課の保険医療係と年金係を統合し、保険年金係を設置、また健康推進課の管理係と指導係を統合し、健康推進係を設置、また福祉課の福祉係を地域福祉係に、保護係を生活福祉係にそれぞれ改称してきたところでございます。

次に、平成15年度におきましては、市町村合併や広域行政の調査・検討のため、企画財政部に参事1名を配置、また情報関連施策を総合的に推進するため、情報推進課を総務課に統合、また新産業創設や企業立地を総合的に推進するため、経済部に産業振興室を設置し、5名を配置、また農産物の生産振興を図るため、経済部に参事1名を配置、また事務事業の見直しにより東京事務所を廃止、また区画整理事業を推進するため、建設部に参事官1名を配置、また建設部の管理事務を効率的に行うため、管理用地課を都市計画課に統合いたしましたところでございます。

次に、平成16年度におきましては、企画財政部を総務部に統合、また自立推進計画の策定推進のため、総務部に参事及び主幹の3名を配置、また市民窓口の連携を図るため生活交通係、南美唄出張所及び東美唄出張所を市民課に移管、また市民生活に関連の深い業務を効率的に行うため、税務課を市民部に移管、また市税と税外収入の収納対策を推進するため、市民部に参事及び主査の3名を配置、ま

た環境保全や循環型社会へ対応するため、生活環境課を環境課に改編し、9名を配置、また観光及び交流の推進を図るため、経済部に交流推進課を設置し、4名を配置したほか、関連施設の効果的な活用を図るため、参事1名を配置、また農業基盤整備を推進するため、経済部に農林整備課を設置し、4名を配置、また農産物の生産・流通を一体的に推進するため、農政課に振興係を設置し、4名を配置、また市立病院事務局を効率的な組織とするため、管理課と維持課を統合し、総務、維持及び給食の3係体制に改編したところでございます。

●議長中西勇夫君 6番福庄計夫君。

●6番福庄計夫君 この場から1点だけお伺いします。

生き生きとした職員づくりについて再度質問させていただきますけれども、いま総務部長から組織機構の変遷について説明がありましたけれども、どちらかという組織機構の見直しはいわゆる職員が減になって、あるいは削減になって見直しということではなく、新たに事務事業の推進を図るために、事務の推進をするために新たな組織あるいは担当を設置されたのではないかと思います。そうすると、過去5年間、おおよそ40に満たないのですけれども、職員数が削減をされ、新たに事務事業の推進というようなことで、これが約50以上の人員が必要になったのではないかと思います。総体では71人を超えているように思いますけれども、プラス・マイナスを考えますと50人ぐらい超えたのかなと。そうすると、50プラス40弱と。90人ぐらい人が足りないような状況ではなかったのかなと、こん

なことも思いまして、そういうことでなお一層、過去職員に給与や手当、さらには職員数の削減、こういったこともありますので、再度金銭面あるいは物質面では報いていくには大変難しいものがあるかと思えますけれども、いわゆる精神面等を含めて生き生きとした職員づくりについてどうお考えなのか再度お伺いをしたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 福庄議員の再質問にお答えします。

生き生きとした職員づくりということでございますけれども、いま自治体は財政的に非常に厳しい状況にある上、効率的で効果的な行政運営が求められる中で、職員は給与の削減や職員数の減少など厳しい環境にあると思います。しかしながら、そうした中であっても市役所は地域経営の主体であり、その担い手である職員は常に市民の目線でサービスを提供し、市民の負託にこたえなければならないという責任と使命は変わることはありません。

厳しい環境の中で、行政はこれまで以上に総合的な力量が問われる時代になっております。職員はセクショナリズムにとらわれず、全体で議論できる職場づくりに努め、組織の活性化、しいては美唄の活性化につながるよう私が先頭に立って努力してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

12番矢部正義君。

●12番矢部正義君（登壇） 平成17年第1回定例市議会に当たり、私は大綱5点について市長に質問いたします。

大綱 1 点目は、介護保険についてであります。介護保険は、スタートから 5 年がたち、社会保障全体について国民的議論が続いております。医療保険制度に続き、介護保険制度も事実上先送りされ、年金制度改革も先が思いやられます。社会保障制度は、税制、財政を含む一体的改革が必要であります。我が国は、世界に類を見ない少子高齢化社会へと進んでおります。そのため社会保障をどうするかは、国民生活の根幹にかかわる重要課題であり、制度への不安がある限り消費は冷え、経済にも悪影響を及ぼし、市政への信頼感にかかわってまいります。介護保険制度ははじめて今回見送りの年でありますし、認知症、高齢者の対策、医療保険との整合性、国民負担のあり方、サービスの質向上、地域格差など多くの課題が表面化しましたが、最大の課題は持続可能な安定感のある制度にする財政対策であります。制度の成熟、高齢者比率のアップに伴い、財源は早晚行き詰まりであります。解決策は、1 人ひとりの保険料を引き上げるか、保険料負担者をふやすかであります。現行は、40 歳以上の保険負担で制度を設計しておりますが、保険料負担者の拡大はいづれ避けて通れない問題だと思っております。介護保険制度は、社会全体で支えることであり、家族に任せきりであったり、40 歳以上の人たちだけが支えるものではないと思います。保険料負担者をいまのまま固定すると、若者はますます離れ、いたわりの意識がなくなり、制度自体が揺らぐと思えます。

そこで、美唄市の介護保険の実態や今後の見通しについて市長の考えをお伺いいたします。

1 つは、介護保険制度の改革についてであります。

2 つは、美唄市の今後の介護保険料の見通しについてです。

3 つは、美唄市の痴呆、すなわち認知症高齢者の実態についてであります。

4 つは、特別養護施設、美唄の恵祥園の入所者の今後の負担についてであります。

5 つは、介護支援制度の区分変更について、要介護 1 や要支援 1、2 の考え方についてであります。

6 つは、要介護 1 と認定された比較的軽度の対策について、以上 6 点についてお伺いをいたします。

大綱の 2 点目は、少子高齢化と男女共同参画社会についてお伺いをいたします。少子高齢化と男女共同参画社会がどう結び合うかあります。出産や育児あるいは結婚は、あくまでも個人の問題であります。また高齢化は人々の寿命が延びたもので、本来は喜ばしいことあります。少子高齢化は、労働力人口の減少をもたらし、社会経済の活力の衰退につながっております。ですから、男女共同参画が必要であります。性別や年齢などにかかわらず、個人が能力や個性を発揮できる仕組みや望みながら子どもを産みにくくしているいろいろな制約の解消のため、行政が果たすべき役割は何なのか。そのことが少子高齢化という社会的背景の中で一層重要となってまいります。

今日男女雇用機会均等法や労働基準法の施行、また育児や介護にかかわる休暇・休業制度の導入など、働く女性を支える社会システムは整備されてはいますが、税制や社会保障

制度など、まだまだ不備も多いと思われます。伝統的な男女間、性別役割、分担意識も根強く、せつかくの仕組みが十分に活用されておられません。このような課題に対して自治体の立場から美唄市としてどう取り組んでいくのか、以下3点について基本的な考えをお伺いいたします。

1点目は、少子高齢化に伴う今後の予想について具体的にお示しください。

2点目は、男女雇用機会均等法による女性の立場から見た休暇・休業制度の保障についてであります。

3つは、男女間の役割分担に対する市長の考え方についてお伺いをいたします。

大綱の3点目は、農業問題についてであります。地域農業のあり方については、米政策改革大綱が打ち出されて、各地では独自の地域水田農業ビジョンが策定され、改革がスタートいたしました。思い起こせば、農政ほど猫の目のように変更される政策はほかにないと思います。長期的な展望などなく、国の行政改革と財政再建のあおりを一番に受けております。そのために農家は、我慢して制度や複雑なシステムを受け入れながら、農作業に全力を注いでおります。認定農業者などの担い手はもちろんですが、一部の農業者のためでなく、農業全体のレベルを上げることは望ましいことだと思います。米については、従来の減反制度から生産数量調整方式に変わってきております。地域農業は、農地集積による団地化へ、また集落営農または法人化への取り組みへと多様化しております。しかし、今後は農業を続けていける地域社会の実現を目指していかなければなりません。地域分権

とか市町村合併という時の流れを受けながら、美唄市は自立を宣言したまちですから、美唄らしい農業を原点から見直すことだと思います。そこで、4点についてお伺いをいたします。

1つは、美唄市の特色ある農業政策についてお伺いをいたします。

2つは、小規模農家の対策についてであります。できれば5ヘクタール以下の農業生産者の戸数をお知らせください。

3つは、大規模農家や法人農家の対策についてであります。今後法人化する予定のある農家も含めてお示しください。

4つは、美唄市の基幹産業の位置づけについてであります。

大綱の4点目は、建設業の新分野への進出について、農業と建設業の関連企業にかかわる共存についてであります。農業関連構想の特区において、アグリビジネスの展開やグリーンツーリズムの推進、都市との農村の交流、環境保全型農業、地域興しなど従来の農家の枠を超えた事業を推進するため、今後自治体や企業は従来の法制度に対して特別措置を考える必要があると思います。美唄市の基幹産業は農業でありますし、水田農業が健全に機能していることが環境に優しい美しい風景を守っていくことだと思っております。近年農業も高齢化により担い手不足が深刻で、さらには建設業も公共事業の減少による市場縮小のため厳しい経営環境になっております。美唄市は、まだ深刻な状態とっていない業者もいますが、地方の建設会社には切実な問題としてとらまえ、農業部門に参入する会社もふえております。意欲ある会社は、農場や農

道を整備する農業土木を行う会社が多く、農場整備はお手の物であります。農場整備では、建設会社ならではの農地に戻す威力やさまざまな工夫や知恵があります。いま必要なのは、建設や農業の垣根を超え、地域ぐるみで考える意識が必要であると思います。基幹産業である農業を核として、行政も先頭に立って農業の活性化させる共通の気持ちを持つことだと思います。美唄市の公共事業の発注状況の資料は、今年度については示してはおりますが、過去の資料はどうなっているのかわかりません。わかれば各課ごとの状況についてお示しください。

また、市長の建設業が農業分野に参入することの考え方についてお尋ねをいたします。

1つは、美唄市の公共事業の発注状況について、過去5年間の状況を件数と請負金額でお示しください。

2つは、建設業が農業関連企業に参入計画を示している企業があればお示しください。

大綱5点目は、住宅対策についてであります。美唄市は、昭和23年より都市計画区域を定め、昭和32年には市街地に用途地域を定めて計画的なまちづくりを進め、現在に至っています。近年の著しい社会情勢の変化や市街地の拡大などにより、さまざまなまちづくりのゆがみが生じております。このような都市計画の現状と背景を踏まえ、21世紀の時代に似合うまちづくりが必要であります。行政と住民が一体となって構築するゆとりと潤いのある魅力的なまちづくりを進めていくことだと思います。

そこで、1点目は、定住対策に知恵を絞って、広い持ち家をもてあます高齢者と子育て

世帯の住居交換や移住希望者に美唄暮らしのお手伝いを行政として、また民間会社の社宅を利用して暮らしてもらう事業を行うなど、取り組みもアイディアの1つと考える必要があると思われます。

2点目は、美唄市は少子高齢化の時代を迎え、高齢化率も28%を超えております。

また、核家族の時代を迎え、高齢者も年金生活の暮らしの方も多くなっております。その中で年金も年々減少になり、低所得者は生活が苦しいと言われております。財産として土地や家屋を持っはいるが、土地や家を売却したら居場所がなくなるなど不安は多くあります。このような高齢者の方々に対して、安心して暮らしていける方法として、リバースモーゲージ制度を各地で実施している自治体があります。美唄市として取り組む考えはあるのかなのか、お伺いをいたします。

1つは、高齢者との住居交換制度についてお伺いします。

2つは、リバースモーゲージ制度についてについて、以上2点について市長の考えをお伺いし、この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 矢部議員の質問にお答えします。

初めに、介護保険制度の改正についてありますが、現在「介護保険法等の一部を改正する法律案」が国会に上程されております。その内容としましては、1つとして、介護給付の効率化・重点化により「制度の持続可能性の確保」、2つとして、介護予防を重視して取り組むことによる「明るく活力ある超高

齢社会の構築」、3つとして、介護と年金との給付調整など「社会保障の総合化」を基本的な視点として制度全般について見直しを行うこととされております。

次に、介護保険料の見直しについてですが、本市の65歳以上の方の保険料は現在3,200円で、全国平均の3,300円とほぼ同額となっております。

国では、仮に今回の制度見直しを行わず、現行制度のまま推移していくと10年後の保険料は6,000円程度にまで上がると推測しております。このため、このたびの制度改正では給付の効率化・重点化として介護予防を推進するとともに、施設における食費、居住費の見直しなどが予定されており、介護予防の効果が相当進んだ場合は試算として10年後で保険料が4,900円程度まで抑えられると見込んでおります。

しかし、現時点ではサービスの量や報酬単価等保険料設定に関する具体的な内容が未定ですので、次期介護保険料についてはこうした数値が国から示されるこの秋以降試算することとしております。

次に、認知症高齢者の実態についてですが、介護を要すると認定された方のうち、認知症により介護を要する状態の方は平成16年3月末現在382人で、要介護認定者全体の約29%となっております。これらの方々は、介護保険による居宅サービスや施設サービスを利用していただくことができます。

このほかに高齢者自身の心安らぐ生活の支えとなり、家族への精神的な支援を行う「やすらぎ支援訪問員」養成講座を実施するとともに、介護教室の開催、家族介護者交流事業

などにより支援を行っているところでございます。

次に、軽度の方への対策についてですが、制度改正では日常生活における身体機能の低下を防ぐため、介護予防を重視しております。このためこれまでの要支援認定者に加え、要支援2と認定された方々に対しサービス内容や提供方法などの見直しを行ったこれまでのサービスのほかに、筋力向上、栄養改善などの新たなメニューによる新予防給付を行い、介護予防対策がとられることとなっております。

次に、男女雇用機会均等法の休暇・休業制度についてですが、市内企業のハローワークへの今年度における育児・介護基本給付金の申請件数で申し上げますと、これまで16社、延べ92人の申請があり、すべて育児休業の申請と聞いております。

市としましては、今後はさらに育児休業等の制度周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、男女間の役割分担についてですが、男女ともに人権が尊重され、社会のあらゆる分野における対等なパートナーとして参画できる社会づくりを目指していく男女共同参画社会の実現が活力ある社会を維持し、安定した社会保障制度を運営していく上で重要であると考えております。

そのためには、性別にとらわれず、女性と男性が協力し合って家事や育児に取り組むことや職場では女性と男性が対等なパートナーとして働ける環境をつくる必要があります。引き続き平成14年に策定した「美唄市男女共同参画計画」の推進に努めるほか、市民団体

との協働による啓発活動など、その実現に向けてより一層取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業政策についてであります。本市農業は地域農業を支える担い手の減少や高齢化の進行、さらには米をはじめとする農産物価格の低迷などさまざまな課題に直面しておりますが、持続的に発展する美唄農業・農村を築いていくためには、消費者と生産者の信頼関係を基本とした「食」の構築や「環境」との調和を重視した農業・農村づくりが重要であると考えております。このため食の安全・安心など消費者と生産者との信頼関係を築いていくために、有機資源やハーブなどを活用した環境保全型農業の促進、農産物加工や農業体験などによるグリーンツーリズムの推進、担い手及び生産組織の育成、さらには経営基盤や生産基盤の整備の促進など関係機関・団体が一体となった足腰の強い農業・農村づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小規模農家の対策についてですが、水田農家の総数は1,006戸で、このうち5ヘクタール以上10ヘクタール未満の水田農家は248戸、5ヘクタール未満の水田農家は393戸となっております。

現在国から示されている新たな食料・農業・農村基本計画案では、経営安定対策の対象となる担い手は認定農業者や効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農組織を基本としております。しかし、具体的な要件等は今後確定されるものと伺っておりますので、市としましては集落営農組織や野菜等部門専門的な営農類型なども担い手に

含めるよう市長会を通じて引き続き要望してまいりたいと考えております。

なお、小規模農家などに対しては、集落営農に参加する方について今後関係機関、団体とともに指導、助言に努めてまいりたいと考えております。

次に、大規模農家や法人農家の対応についてですが、現在10ヘクタール以上の水田経営面積を有する農家数は365戸、そのうち法人経営は14組織となっている状況です。平成15年度に行った「農業経営状況調査」の結果では、「現状規模を維持する」が59%を占めたものの、「拡大する」との回答が19%あったことから、規模拡大は今後とも進むものと考えております。

また、農業生産法人に関する回答では、「1戸1法人を検討する」が82戸、「地域で法人化を検討する」が47戸、「営農組織で法人化を検討する」が43戸あり、法人化への関心の高まりがうかがえました。

このようなことから、今後は関係機関、団体とともに担い手への農地の利用集積の促進や農業生産法人の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業の位置づけについてですが、本市の農業は安全・安心で良質な食料の安定的な供給をはじめ、国土や環境の保全、美しい景観の形成など多面的機能の発揮を通じて市民の健全な暮らしを支えるとともに、食品加工など幅広い産業とも結びついた本市経済を支える基幹産業であります。

今日農業の国際化や構造改革が加速化する中で、農産物価格の低迷や担い手の減少、高齢化などさまざまな課題に直面しております

が、今後とも持続的に発展する足腰の強い美唄農業を築いていくために最大限の努力を図ってまいりたいと考えております。

次に、建設業の農業関連参入についてありますが、公共事業等の縮減に伴い、建設業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあり、経営の体質強化や新分野への進出など、経営の安定化を図ることが求められております。このため、農業などへの参入は新分野への選択肢の1つとして考えられることから、構造改革特区を活用しての地域振興を図っている地域もあると認識しております。

また、現在国においては特区の全国展開により、農業生産法人以外の法人であっても農地を使用することができるよう「農業経営基盤強化促進法」の改正が検討されていると聞いておりますので、これらの動向を踏まえ、生産者や関係機関、団体との話し合いの場を設け、対応してまいりたいと考えております。

次に、住宅交換制度についてありますが、少子高齢化が急速に進む中で、子どもの独立など家族数の減少により、それに見合った適切な間取りの住宅に住みかえを希望する高齢世帯がふえる一方で、子どもの誕生や親との同居などにより広い住宅を求める若い世帯がいるなど、世代により住宅需要が変化しております。

都市部では、こうしたライフステージに応じた住宅への住みかえに関する情報交換や情報提供などの制度もあると聞いておりますので、今後このような制度について定住促進等の観点から研究してまいりたいと考えております。

最後に、リバースモーゲージ制度について

であります。資産があっても現金収入の少ない高齢者に対して不動産を担保に生活費を貸し付ける制度で、厚生労働省が社会福祉の一環として都道府県社会福祉協議会を通じて普及を目指していると承知しております。

北海道では、北海道社会福祉協議会が実施主体となって「長期生活支援資金貸付制度」として平成15年4月に制度を発足させておりますが、理解がまだ広がっていない状況にありますので、いろいろな機会を通じ市民の方々への周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、特別養護老人ホームの入所者の今後の負担等については保健福祉部長から、公共事業の発注状況については総務部長からそれぞれ答弁をいたします。

●議長中西勇夫君 保健福祉部長。

●保健福祉部長安田昌彰君 特別養護老人ホーム恵祥園の入所者の今後の負担について、介護保険制度の区分変更について、少子高齢化に伴う今後の予想につきましては、私から答弁させていただきます。

初めに、恵祥園入所者の今後の負担についてであります。現在国会において審議中の改正法案では、在宅と施設の利用者負担の公平性や介護保険と年金給付の調整の観点から、本年10月以降介護保険施設の居住費及び食費については保険給付の対象外とし、利用者負担とすることとされております。

なお、低所得者への配慮として、負担が過重とならないよう所得に応じた負担限度額を設け、減額相当分について介護保険から給付することとなっております。

国が示しています3、4人部屋で収入が年

金のみの方の要介護5の方の例で申し上げますと、改正後の保険料段階で生活保護受給者等の第1段階の方は、現行2万5,000円が2万5,000円と同額に、80万円以上の方の第2段階の方は現行4万円が3万7,000円に、80万円を超え266万円以下の方の第3段階の方は現行4万円が5万5,000円に、266万円を超える方の第4段階以上の方は現行5万6,000円が8万7,000円になると試算されております。

次に、要介護認定の区分の見直しについてであります。現在は要支援及び要介護1から5までの6区分となっておりますが、制度改正では要介護状態の軽減や悪化防止など予防重視の観点から、新予防給付が創設されることとなっており、この対象者として現行の要支援を要支援1に、また新たに要支援2の区分が加わり、全部で7区分となります。

最後に、少子化に伴います人口構成についてであります。本市の今年1月末現在の人口は2万9,698人で、15歳未満の年少人口は3,244人、構成比10.9%、15歳から64歳までの生産人口は1万8,110人で61%、65歳以上の高齢者人口は8,344人で28.1%となっておりますが、コーホート要因法により推計をしますと、10年後の平成26年には人口は2万4,464人、年少人口は2,543人で10.4%、生産人口は1万3,602人で55.6%、高齢者人口は8,319人で34%となり、少子高齢化がさらに進行するものと見込んでおります。

●議長中西勇夫君 総務部長。

●総務部長板東知文君 本市の公共事業の発注状況につきましては、私から答弁させていただきます。

公共事業の発注状況についてであります。

平成12年度は282件で39億9,700万円、平成13年度は321件で51億7,800万円、平成14年度は262件で32億2,900万円、平成15年度は198件で7億2,300万円、平成16年度は2月末現在において195件で21億6,000万円となっております。

次に、工事の業種別の請負金額についてありますが、初めに土木工事につきましては平成12年度で20億5,200万円、平成13年度で20億1,800万円、平成14年度で19億円、平成15年度で12億0,100万円、平成16年度は2月末現在において10億2,100万円となっております。

次に、建築工事につきましては、平成12年度で8億0,700万円、平成13年度で15億5,500万円、平成14年度で2億7,700万円、平成15年度で5億3,700万円、平成16年度は2月末現在において4億3,300万円となっております。

次に、水道施設工事につきましては、平成12年度で4億1,700万円、平成13年度で4億9,500万円、平成14年度で3億3,400万円、平成15年度で4億5,500万円、平成16年度は2月末現在において3億3,400万円となっております。

その他の工事につきましては、平成12年度で7億2,000万円、平成13年度で11億1,000万円、平成14年度で7億1,600万円、平成15年度で5億2,800万円、平成16年度は2月末現在において3億7,100万円となっております。

●議長中西勇夫君 12番矢部正義君。

●12番矢部正義君 自席から何点か質問をさせていただきます。

初めに、介護保険の問題ですが、特別養護施設、いわゆる恵祥園の入所負担についてでございますが、政府は今国会に提出する介護保険制度の見直し法案の中で、特別養護老人ホームの標準的な負担は総額で、全国ですけ

れども、年間約3,000億円の増額になると報告をされております。施設の入所者は、全国で74万5,000人いるそうでございますから、単純に計算すると1人当たり年間40万円も負担がふえるという、こういう報道がされております。これも今年度改正され、10月から実施されると聞いております。保険給付対象外となりますので、実質入所者は負担が増額になりますし、介護施設の入所者、いわゆる美唄の恵祥園は今回の改正で居住費並びに食費の負担がふえる。その食費の中には、食器、水道料、電気料、ガス代、また調理師の人件費や材料費、また24時間対応の人件費も含まれると、こう言われております。いままでは、通常入所者は食事1日3回して1万五千何がしの実費でしたけれども、それに3万円以上の食費がプラスされ、負担になるという話を聞いております。実にもう倍以上負担がふえるというふうになるわけです。1年間に40万円ですから、単純に計算するとそれぐらいになるのかなと思います。その中で低所得者補足給付制度の配慮があると答弁がありましたけれども、恵祥園の利用者の負担となると、居住費とか食事の内容についてはいま低所得者の場合はお伺いをいたしました。こんなような状況から、行政としても、このほかにもいろんな施設があるわけでありましてけれども、こういう恵祥園だけ見てもこれだけの高齢者に対しての負担がふえるということで、今後市長はどのような考えをお持ちなのか、恵祥園の居住費と食費についての内容についてお示しいただきたいと思っております。

また、要介護1と認定された軽度の方の対応についてでございますけれども、今回の介

護制度改正は予防サービスが特徴で導入されていると聞いております。給付の抑制が目的でございます、対象者は不安が広がっていると思われまして、新しく導入された予防サービスは、この対応につきましては筋力トレーニングや口腔機能、かむとか飲むとか、そういう人たちの向上や栄養改善などのサービスで対象者の状態悪化を防ぐのが目的だということを言われております。自治体は、それぞれ予防サービスの対応は取り組んでいるとは思われますけれども、美唄市では予防サービスの対応が十分に考えているとは思いますが、高齢者が介護を受ける前の、いわゆる予備軍の対応が必要だと思っております。先日私テレビで放映されておりましたので、見ておりましたけれども、そんな大きな機具やマシーン、そういうものを使わないで身近な道具を使って高齢者に指導している映像を見ておりました。美唄市としても今後予備軍の高齢者に対して老人クラブや町内会あるいは福祉センターなどに呼びかけながら、健康的なお年寄りをつくっていくことだと思っておりますが、介護予備軍の予防対策についてどのような考えをお持ちなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

これけさの新聞なんですからけれども、生涯現役でいることが高齢者の予防対策だということで、これは本州の長野県の佐久市というところで行政がやっているわけですから、歌って体操して生涯現役でいた方がいいんだということを紹介しております。みんな楽しく1、2、3、佐久は住みよい長寿の市などと市の魅力をアピールする作詞とかリズムカルな口ずさみで、そんなメロディーで行政が

先導してやっているという話を聞いています。これは、高齢者だけでなく子どもや中高年のいる家庭でも体操が目標になったなど好評を得て、大変すばらしいことだということで地元では評価しているそうです。市は、元気なお年寄りになるためにも高齢者だけでなく、老若男女みんなで介護予防に取り組まなくてはならない。覚えやすさや動きやすさ、楽しさを追求しながら取り組むこと、市民全部こぞってやるのが元気なお年寄りをつくる目的ではないかなと、こう私も思います。

それと、少子高齢化、男女共同参画社会について再度質問を申し上げます。

1点目は、美唄市が直面している最も大きな問題は少子高齢化であると思うんです。このことは、社会の低下や社会保障費の増大、要介護者の増加など、さまざまな問題が引き起こしております。育児や介護の女性の仕事といった従来の考え方では、少子高齢化に伴う諸課題は解決することはできないと思います。男性は仕事、女性は家事という伝統的な、かつ固定的な性別役割を拡張し、少子高齢化の問題を男女がともに考えながら協力し合う男女共同参画社会の実現をすることが大切だと思います。

2点目は、男女共同参画社会の実現を阻むものとして、1つは、仕事をしながら育児、介護ができる環境が十分に整っていない。それから、働く女性がふえる中で保育園のあきがないと。

また、男性が育児介護にかかわることに理解や支援体制が進んでいないことなど書かれております。

2つは、育児介護に対する不安や負担が増

大していること。核家族やコミュニティーの希薄化で相談している人が少ない。育児ノイローゼや児童虐待がふえている原因があると考えられることでもあります。

3つは、古い男女観が依然として根強く残っている。仕事上の機会均等が進んでも家庭における役割分担が依然として女性が仕事、家事の両方を負担することである。こういうことが言われております。

3点目は、男女共同参画社会づくりに向けては、1つは、男女が助け合う社会づくりには育児、介護と仕事の両立を支援する体制を築くことである。行政は、必要な施設の多様化と充実を図る必要があると言っております。介護サービスの新規参入を促進し、サービスの向上を図ること。男性の育児休暇の取得や労働時間の短縮を可能にする条件を整備すること。

2つは、育児、介護に関する情報を広く提供し、不安解消のため関連情報の提供と相談窓口の充実を図り、母親クラブや子育て支援センターの充実に努める。

3つは、性差別や偏見のない社会づくりをすること。育児、介護にいかなる支援体制をつくろうとも意識改革が伴わなければ効果は期待できない。そのためには、学校や地域社会において啓発活動を行わなければならないと思います。

4点目は、ともに支え合う豊かな社会を築くには、地域において子どもの健やかな成長と高齢者の充実した生活を実現することである。そのためには、男女が役割と責任をしっかりと分かち合わなければならない。このような状態においては、行政の果たす役割は大

変大きいと思います。私は、行政を担う職員はみずからも意識啓発に努め、男女がともに支え合う社会づくりの実現に精いっぱい努力が必要と思われまふ。

この中に国の目標値があるんですけども、これは新聞に出ておりました。今年度より5年間の少子化対策計画ということで、全国のすべての企業に対して育児休業制度の導入をし、長時間労働者を1割削減すること。この中で重点課題として、1つは若者の自立のたくましい子どもの成長、2つは仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、3つは生命の大切さ、家庭の役割の理解、4つは子育ての新たな支え合いと連帯、通年で年次有給休暇取得率を55%以上に引き上げることが言われております。

また、10年後の育児休業取得率を父親は10%、母親は80%に高める。

また、育児相談のできる支援拠点や親が急病などのときに一時的に子どもを預けることができる場所をふやすこと。

また、虐待防止ネットワークの設置などが書かれております。

また、これに沿って道も子育て支援条例の計画を設置しております。これは、昨年の10月に施行しておりますが、子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例、「我が子でなくても子どもをしっかりとつける頑固おやじの復活」という題名で書かれております。この素案は、子育てを地域全体で支え、安心感のある子育て環境を整えることで、少子化の歯どめ対策だと言われている。

素案としては、1つ、少子化対策や子育て支援体制の充実、2つは雇用環境の整備など、

この中で地域住民や子育て経験者が子育てを支援するせわずき・せわやき隊の設置や子どもや親子に声をかけ、育児の孤独化を防ぐ子ども未来づくり運動の推進など書かれております。こんなことは昔当たり前だったんです。我々は、悪いことをすると、地域の子ども、自分の子どもだけじゃなくてもしかりつけたものなんです。それがいま条例として出されているんです。さらには、延長保育や夜間保育など保育サービスの充実。もう1つは、子育てへの経済的負担軽減のため乳幼児医療給付事業の医療費の助成。もう1つは、子ども未来づくり審議会の設置、子どもたちの意見を直接反映させるため、小学生の高学年以上の子どもたちに参加をしてもらう。このようなことが書かれております。このことから、少子高齢化と男女共同参画社会について市長の考えをいま1度伺いをいたしたいと思ひます。

それと、特色ある農業の政策についてです。美唄市の農業政策で特色のある農業を質問といたしました。が、市長の答弁では私、標準的な答弁かなと思ひております。私質問の中で申していることは、美唄市は水田地帯で、環境によいところが特色なんです。環境保全型農業の促進とはあるものの、一昨年ラムサール条約で締結された宮島沼やアルテピアッツァ美唄、また自然エネルギー研究会が取り組んでいる雪をテーマにした雪蔵米やハーブを取り入れている香りの畦みちハーブ米など、クリーン農業に力を入れ、北のクリーン農産物表示制度というのが道にあるんですけども、通称YES! cleanと言ひております。北海道の自然条件を背景に有機物の施

設などによる土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限に抑えた栽培の取り組みなど、環境と調和に配慮して安全、安心の良質な農産物の生産を進める農業がクリーン農業だということなんです。現在北海道のY E S ! c l e a nに246の生産集団が認証されているそうであります。平成16年、昨年ですけれども、峰延農協の香りの畦みちハーブ米生産部会が登録されたわけであります。今後ますます環境との調和に配慮した安全で良質な農産物の供給が求められていると思います。このことから、食の安全、安心に関する消費者の信頼を勝ち取っていかねばならないと私は思います。私は、そのために美唄の農業は環境がテーマではないかなと思うんですけれども、市長は美唄の農業についてどのような考えなのか、もう1度伺いをいたしたいと思います。

もう1つ、小規模農家の対応についてでございます。最近の新聞報道によりますと、新農業計画を懸念し、農業生産の指針となる新たな食料・農業・農村基本計画で農業補助金の対象要件を道内に多い大規模農家に絞り込むことについて否定的な考えだと言われております。小規模農家にも対処しなければ、農村環境が崩壊すると言われております。私もそのとおりだと思っております。美唄市は、農業には恵まれた自然環境や地域資源をいかしたクリーンな米どころであります。小規模農家の経営体では、単独で取り組むのは無理かと思っております。共同による経営を模索しながら、高収益作物の導入や担い手などの委託や労働提供などを視野に入れながら今後考える必要があるのではないかと思います。美唄市

の農業は、今後担い手の減少、高齢化、過疎化の進行、地域経済の低迷など、生産力や活力が低下していくと思います。このような情勢や今後の変化に的確に対応していくことだと思います。そのためには、地域の条件に応じた最も効率的な組み合わせ、最大の所得の確保と創意工夫をいかした農業経営の展開が図られるシステムを進めるべきではないかなと思います。そのために消費者ニーズに即した農産物の生産拡大と流通販売体制の確立を図り、農産物直売所を通じて地産地消の促進、食品産業との連携、流通販売力の向上などが必要であると思います。小規模農家は、小回りもきく対応ができます。そのためには、情報を提供できるシステムが必要であります。このような小規模農家の気持ちを大切にしながら、美唄の基幹産業を守っていくことが大切だと思いますが、市長の考えをいま1度伺いたいと思います。

もう1つは、建設業の農業に関連する、企業に関連する参入についてでございます。美唄市の公共事業の発注状況の答弁資料を見ますと、平成12年度から15年度の発注件数は年々減っております。初めの答弁見ますと、総体的には12年度から16年度まではかなりの件数も減っておりますし、発注状況の金額も減っております。土木ももちろんですし、建築工事については多少前後しております。水道施設につきましては推移をしている状況にありますが、いずれにいたしましても発注状況は減っているというのは間違いないと思います。最近公共工事が削減されたことで、建設業界も昨年よりいろいろ検討してきております。道内でも本格的に農業に参入する動き

が強まっている建設業者もあると思うんです。過日報道では、上川管内では建設加盟者が13社中6社が農業に参入計画がある。とりあえず今年度は、トマト栽培に社員を送り、苗の育て方から収穫まで技術の研修を重ね、明年度以降本格的に営農に入るとのことです。

また、農家の現状では高齢化により担い手が減ってきておりますし、その点建設業界では余剰人員を抱えており、まちとしてもお互いのメリットがあります。支援していくことの考えが示されたようではありますが、上川地域の皆さんです。本市においても今後水稻だけではなくて転作野菜農家も多くなってくることから、どのような考え方を持っているのか、また建設業だけでなく商工業からも食文化について収益性の高い生產品と食につながる、つなげたい考えを持つ人がいるわけですから、この先「農」についての考え方、「食」についての知識など、どのような視点に立った考え方があるのか伺うものであります。

また、現在美唄市の業界や企業の中でこのような考えを持っている人がいるのかどうか。私先日ある土建屋さんの社長に話しかけられて、公共事業はここ2、3年は何とか対応できるんだけど、先が見えないんだと、そんな相談を受けました。このように不安を抱く企業もありますことから、建設業が農業に参入できるシステムを考える必要はあると私は思いますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 矢部議員の再質問にお答

えします。

居住費と食費についてであります。居住費については居住環境の違いを考慮して、恵祥園のような3から4人部屋では電気代、水道代等の光熱水費相当を、個室、ユニット型では減価償却費と光熱水費相当とされております。

また、食費については、食材料費と調理員の人件費等の調理コスト相当とされております。

次に、要介護状態に陥るおそれがある高齢者への介護予防についてであります。制度改正では介護保険の対象とはならないこれらの方々への対策としまして、地域支援事業を創設し、高齢者人口の約5%程度を見込み、介護予防をしようとしております。

この内容としましては、介護予防対象者のスクリーニングの実施とその結果を踏まえ状況に応じた各種の介護予防サービスを提供することとしております。本市では、平成16年度に介護予防支援システムを導入し、この事業を先行的に取り組み、転倒予防や栄養指導などのサービスを提供しているところであり、今後拡充しながら事業展開していく考えでございます。

次に、少子化対策等についてであります。少子化対策、子育て支援、男女共同参画は国、道、地方公共団体が近々に取り組まなければならない21世紀における重要な課題であると私なりに認識しております。社会全体で仕事と家庭の両立や子育てを支援することが大変重要でありますし、家庭においては家事や育児などを協力し合うことが大事なことであり、と考えております。このため、男性、女性の

区別なく、社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして参画できる社会の実現を目指し、「美唄市男女共同社会参画計画」の推進や啓発活動のさまざまな取り組みをするほか、現在策定中の「次世代育成支援美唄市行動計画」に基づき、子育て支援などの推進に努めてまいります。

次に、美唄市農業の方向性についてですが、農業・農村は限りある資源の「循環」と環境との「共生」を実現する上で重要な役割を果たすとともに、人の「いのち」を支える食料を供給するという大切な使命を担っております。

また、農業は、本市の基幹産業として重要な役割を担っているものと考えております。しかし、一方では、規模拡大や生産性の向上が充実される中で、農村・農業を支える担い手の減少や高齢化の進行、さらには米をはじめとする農産物価格の低迷など、さまざまな課題に直面している現状にあります。このような中で持続的に発展する美唄農業・農村を築いていくためには、何よりも消費者と生産者との信頼関係を基本とした「食」の構築や「環境」との調和を重視した農業・農村づくりが重要であることから、この実現に向けて生産者、関係機関、団体が一体となった取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、小規模農家の対策についてですが、小規模農家や兼業農家などは担い手たる集落営農に参加することにより、経営安定対策などのメリットを受ける道も開かれております。

また、農地を担い手に貸して集約し、高付

加価値農業を行うなど、それぞれの実態に応じた選択肢もあると考えております。

また、一方では、農地や農業用水などの資源の保全管理や地域資源を活用した地域経済の活性化など、農村振興を推進する上で重要な地域社会の一員であると考えております。こうした地域農業を支える農業者を一人でも多く確保し、また育成していくために、関係機関、団体とともに説明会や懇談会などを通して啓発に努めてまいりたいと考えております。

最後に、建設業などの新分野への進出についてであります。道が行ったソフトランディングに関するアンケート調査結果を見ますと、ここ数年新分野進出や多角化に取り組んでいる企業が増加し、新たに検討している企業も大幅に増加している結果が出ております。本市におきましても農業分野だけでなく他の分野へ進出された企業もあり、今後ふえることが予想されますので、関係団体からの意見を聞きながら、建設業などのソフトランディング対策について情報提供などに努めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。
本日はこれをもって延会いたします。

午後2時33分 延会